

## 平成30年白浜町議会第4回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成30年12月13日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場  
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成30年12月13日 10時01分

1. 閉 議 平成30年12月13日 16時14分

1. 散 会 平成30年12月13日 16時14分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名  
出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	南	勝弥	4番	西尾	智朗
5番	丸本	安高	6番	正木	秀男
7番	堅田	府利	8番	松田	剛治
9番	小森	一典	10番	水上	久美子
11番	辻	成紀	12番	廣畑	敏雄
13番	溝口	耕太郎	14番	長野	莊一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	寺 脇	孝 男
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	濱 口	伊 佐 夫

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	中 本 敏 也
生活環境課長	廣 畑 康 雄	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	玉 置 孔 一	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成30年第4回定例会2日目を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。

13番 溝口議員から少し遅れるとの連絡がございましたのでご報告いたします。

日程に入る前に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程についてはお手元に配布しています。

本日は一般質問を予定しています。

平成30年度定期監査報告書が白浜町監査委員より提出され、配布しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

10番 水上君の一般質問を許可します。

水上君の質問は一問一答形式です。通告質問時間は60分です。1つは、町の振興について、1つは、湯崎保育園整備について、1つは、防災教育と児童生徒の携帯電話の携行についてでございます。

それでは、10番 水上君の町の振興についての質問を許可いたします。

10番 水上君（登壇）

○10 番

おはようございます。水上です。それでは、私の持ち時間1時間で通告してしますので、すみません、答弁も早口でお願いします。

それでは、最初に、町の振興についてお尋ねします。

数年来、町の景気がよいとはなかなか実感できない。国や町長の言う穏やかに緩やかに回復しているとはどこの話かと思う。町内には、近年、地域外資本による事業所の進出があり、雇用も生まれてはいますが、町なかでは後継者不足や将来不安による閉店や空き店舗がふえ、流通も変わり、商工業者が大変苦勞している現状であります。町の実態、現状をどのように捉えているのか、お尋ねします。

○議 長

水上議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま水上議員から町内の商工業者がどのような現状であるかとの質問をいただきました。

白浜町も、周辺市町ほどではありませんが、町外、県外資本の量販店が増加し、地元の商店の閉店、売り上げの伸び悩みなど、取り巻く状況は年々厳しくなっているところ。町内の商工業者数は、平成30年の数字は836で、平成25年から見ますと、約100事業者が減少しています。また、このうち白浜町商工会の会員数も、平成30年現在では563で、5年前に比べ17事業所が減少となっています。

しかし、このように厳しい中、白浜町商工会はいろいろな地域イベント、例えば、しららし、シーサイドイルミネーション等を開催し、地域振興に取り組んでいます。また、国の補助金を活用し、町内の空き店舗を再度利活用できるように、商業エリアのリノベーションまちづくり調査研究委員会を設立し、取り組みを始め、店舗経営者の意向調査、空き店舗等の現況調査なども行っています。

町も今年度、従来の補助金とは別に、商店街活性化事業補助金も新設をし、商店等のバックアップを行ったところであります。町といたしましても、商工会の現状を把握しながら、連携を深め、商工の振興に取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

最近、湯崎の本町通りから来迎寺までの参道に、町内外の若い方が手づくり作品を、空き店舗や空き地を借用し、歩いてその土地の歴史や文化を知ってもらい、土地の方とふれ合う

ことで地元の活性化になればとの思いで、1日ですが開催されたと聞きます。短時間の開催でしたが、にぎわいづくりになっていたかと思えます。このような若い方々の自主的な取り組みや、また空き店舗の活用を、全国では自治体が借り上げ、借り手に助成し、商店街を保全し、地元の活性化に向けた取り組みをされている事例があります。白浜町でも、このような取り組みができないか、町長のお考えを伺いたいと思えます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいまご案内いただきましたのは、私も地元でございますので、湯崎のイベントは大変盛り上がっていたというので、私も参加をいたしましたので、よく理解をしております。

その中で、白浜町がというよりは、今民間業者の方々が非常にいろいろと積極的に取り組んでいただいております。そういう民間業者の方々、民間の方々が取り組むイベントというのは、これは白浜町のみならず近隣の市町でもかなり盛んに活発になってきております。そういう意味では、そういうところへの我々の町としての支援というのは、これはもう人的な支援とかいろいろな支援もございますので、これをやることにはやぶさかではございませんし、積極的にこれからも支援をしていきたいというふうに考えてございます。

町がやるというイベントプラス、民間事業者の方、あるいは民間の住民の方々がそういった具体的なアイデア、発想でやっていただけるようなまちづくりをしていきたいというふうにも考えてございます。

○議 長

10番 水上君(登壇)

○10 番

先ほど商工会の動向についても報告がありました。また、最近よく聞くリノベーション、先ほど町長の答弁の中にもありましたが、町もリノベーションについて研究されて、もっと多様化するニーズに対応したリノベーションやリノベーション住宅の提案を図ることにより、既存住宅の流通活性化や町の振興にもなるのではないのでしょうか。

最近、ならまちを商店会で視察しました。町の歴史、古いまちなみや町家をうまく活用し、幾つもの商店街がつながり、まち歩きすることができます。滞在時間が長く、数時間ではもう回り切れなくて、また訪れてみたい町でした。数年前から提案はしてきていますが、白浜町でも積極的にまち歩きができる商店街構想や、まちなみのランドデザインを提案されてはどうかと思えます。町長のお考えを伺います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

まち歩き、これは非常に重要な要素だと思っております。やはり観光地ですし、温泉町でございますので、町の状況を見ますと、やはり昔は例えば浴衣で歩いたり、そぞろ歩きができたり、温泉を巡ったりという形でそういった時代もございましたけど、今はもう車社会になってきておりますので、なかなか移動で歩くという方が少ない。ただ、現状はそうなんですけれども、やはりこれからもっと旅館組合さんとか観光協会さんとも協議しながら、今後、どういったことをすれば実際お客様が観光客のみならず、住民の方が歩けるかと、歩いて

らえるかということも、1つ私どもの課題だと思います。

これは、やはり歩けるようなまちづくりもしていかなければならないというふうに思っております。ですから、その辺もいろいろと考えておるんですけれども、なかなか実態はそんなにまち歩きができるような状況にはなっていないというふうなところがございますので、はっきり申し上げて、これからはそういった仕掛けづくりといいますか、町の中にそういったものを何か、今回の12月からスタートしましたシーサイドイルミネーションなんかも大きな起爆剤になるのではないかなと思っております。冬の白良浜は非常に閑散としておりましたので、しばらくそういったイベントがなかったものですから、今回青年部がやっていただいているイベントは、非常に有効ではないかなというように思っております。

○議 長

ただ今の質問に対して担当課より補足説明があります。

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま町長のほうも答弁していただきました。少し原稿になかった内容にもなっていました。答えづらいところがあるんですが、本当に町内のまちを歩かすということは、観光にとって大きな地域振興の柱だと思っているところですが、なかなか良策というか、いい策が浮かばないというのが、白浜に限らずいろんな観光地で模索しているという話も聞いております。

議員がご指摘のとおり、いろんな商店街を回れるような施策、去年、おとしと観光局、DMOのほうでもいろんな調査をする中で、白浜町にお越しいただくお客様が立ち寄る場所というのが、2を切る1.9ぐらいだったです。例えば自然動物園に行つて、後は白良浜へ行くというような形で、2カ所回っていないというお客さんが大半だったので、それらの数字を見て、担当課としても大変驚いたところでもあります。これらももう少し、まちなかを歩かすということで、2カ所、3カ所、4カ所と回ることによって、もっと地域振興ということが進んでいこうかと思っておりますので、その辺も担当課としては今後、力を入れていきたいと思っております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

町長もやはり仕掛けづくり、そして担当課も今後に向けてという答弁をいただきました。

次に、これまでに町が報告された観光産業経済効果実態調査では、白浜町内での観光依存度は高く、観光関連の町内事業所での売り上げは約50%で、町の歳入と税金、雇用に反映されています。また、観光客の使ったお金は、産業の連関により、まちなかに経済波及し、経済の循環が生まれています。ただ、地域の経済対策を分析し、町の長所をさらに生かし、短所を補うには、町の経済循環について従来の観光動向調査と違って、観光経済向上希望効果を測定することが趣旨だということで、この把握が可能になれば、観光振興、地域活性化策の立案の戦略的な取り組みになるとあります。

実態調査から数年たちます。どのようなことを取り上げ、検証し、どう生かされてきたのか伺います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま議員より白浜町観光産業経済効果実態調査についてのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、平成26年にこの調査を行い、観光の経済構造、規模、効果を測定するという趣旨で取り組んだところであります。域内の仕入れや人件費等の調達率は、観光依存度が高い事業所ほど域内調達率も高いとの結果や、経済効果においても、宿泊客数が10万人増加すれば38億円の地域内効果があるとの報告がされているところです。これらの実態調査を検証し、生かせる施策を構築するために、平成27年度に白浜温泉街活性化構想推進計画を策定し、戦略的観光の推進、来訪者の増加と、再訪率の向上、滞在時間の延長と消費単価の向上などの基本目標を掲げ、35の具体的施策に優先順位をつけて取り組んでいるところです。結果が出ているもの、出ていないものもありますので、今後もしっかり継続した取り組みを行っていきたいと考えています。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

今報告いただきました。

この産業報告の中で、10万人ふえると38億円の経済効果があるというような見通しが書かれておりましたが、実際資料を見てみますと、平成28年度からことしの30年度、まだ年度内ですが、約5万人ほど日帰り客、観光客が総数で減っていると。10万人のアップどころか減っているのではないかというその危惧がありますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員がおっしゃるとおり、少し減少傾向にあります。いろんな災害等々も含んで、観光地というのがいろんな事情によってお客様が増えたり減ったりという宿命を背負っておりますので、そこを南紀白浜温泉としましても、微減にとどめることができるように、各経済団体のほうが一生懸命取り組んでいただいております。確かに数字的には減少となっておりますが、例えば旅館組合の1人当たりの消費客単価を見ますと、若干プラスアルファということで、その辺で努力の跡も見られますので、もちろん5万人減るのが5万人ふえるような取り組みをしていかなければなりません。冒頭で申し上げましたとおり、いろんな事情によって観光客の浮き沈みがあることも事実ですので、そういう災害等に負けない強い観光地づくりというのは、町長も日ごろからおっしゃっているところでもありますので、担当課としてもその部分も一生懸命今後は取り組んでいきたいと思っています。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

次に、地域内経済循環についての考え方や、方策を伺いたいと思います。

先に申しましたが、近年物流形態が変わり、地方における地元調達率は相対的に低く、観光消費の地域外流出が相対的に多い可能性がある。よって、経済の循環を図るとき、この経済構造に何らかの対策も必要ではないかと考えます。いかがでしょうか、町長に伺います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

国の経済は多くの地域経済から成り立っていますので、それぞれの地域が活性化すれば、国全体の成長力は高まるということになります。例えば白浜町内で生産販売をし、町民の方がそれを購入し、消費するサイクルが整い、また、町外の方や観光客が町内で購入、消費を促進すれば、地域内経済はうまく循環することになりますが、商工業は競争の社会が当然であり、地元購入、地元消費とならなければバランスは大きく崩れることとなります。対策というよりも、町内業者同士の地元購入、地元消費を促進させることが大事であります。個々の商店の利益追求、経費の削減等もあるので、難しい問題であると考えています。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

例えばホテルへ宿泊費が支払われても、食材などの仕入れがほかの地区からであれば、宿泊費の原価はほかの地区に流出する。地域内経済効果というのは限られるので、この活性化、地域内調達率を上げる、地元食材へのこだわりであるとか、それから地元の人材、そして地元仕入れ業者の活用を図れるように、どうすればいいかということ。これは、もちろん個々の事業所の課題でもあるかと思いますが、こういう地域外資本ということで、かなり商店街、商店内でもこういうことへの不安があるということなんです。

この辺はもちろん、今、答弁をいただきましたけれども、今後、具体的にどういうことができるのか。だから、食材の開発であるとか、地元のそういうこだわりを勉強していくみたいな、そういうことの中でお客さんを取り込むという、そういうことも発信することができるんじゃないかと思います。

次に、経済活性化のために、地域として成果を上げる仕組みについてはどのようなことができるか。また、経済団体との意見の交換、情報交換、連携と成果はどうであるのか、伺います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

経済団体との意見交換につきましては、町の観光課、観光局、商工会、旅館組合、観光協会などで5者事務局会議を月1回開催し、いろいろな情報交換を行っています。また、団体別の個々の案件については、その団体と協議を行い、連携を図っています。先ほど町長のほうからもご答弁をいただきました、ことしから予算化しました商店街活性化事業補助金なども、白浜町商工会と情報交換をした上で取り組めた事業であります。

議員がご指摘のとおり、経済活性化のために地域として成果を上げる仕組みづくりというのは、言葉では簡単なんです。先ほど例に挙げていただいたことも含めて、大変難しい課題ではあると思います。来られるお客さんも、南紀白浜ならではの食材を期待して来られる方もいますし、その一方、安価で町内で消費をしたいという方もおられますので、全てが地元消費ということでは単価も高くなって、逆に安価で来たいお客様から敬遠される町になる可能性もありますので、その辺はお客様のニーズに応じて、安い施設から高い施設までが、

結構ホテルの耐震後はいろんなお客様のニーズに応えられるような価格設定にもなったとお聞きしていますので、今までもお客さんを呼びやすいですし、地元産を食べたい方にも、また安く白浜に来られたい方にも喜ばれるような施設が、今後ふえていくものと期待しているところです。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

今答弁をいただきました。ニーズの多様化で大変難しい課題かと思えます。

観光産業での目標、そして施策による経済的成果を持つ。そしてまた、地域としての連携ですけれども、やはりアンケート、意識調査もいろいろ、町もしますし、観光局もしますし、商工会もしますし、この経済団体やタイムリーな情報交換が共有化できているのかということも常々思えます。その仕組みの見直しを考えていかなければならないのではないかと思います。同じような調査をされて、そこへ予算もつきますので、やはりそこら辺はもうちょっと情報交換しながらされたらどうかと。もっとそれを共有化してどんどんお互いにそのことについて協議していただきたい。

それから、活性化の方策の1つとして、1年前に住民の方からツーデイウォークの白浜町での開催をご提案いただきました。課長にも説明を聞いていただきましたが、毎年1万人近くが参加するイベントで、全国で開催されています。連泊を提案できるイベントですし、調査研究されるとの話でしたが、どうであったか、お尋ねします。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

昨年の9月議会でツーデイウォークについてご質問いただきました。そのときは、ただいま議員のほうからもご指摘いただいたとおり、初めて伺ったイベントであり、勉強させてほしいと答弁をさせていただいたところです。年間を通してたくさんの地域でこのイベントは開催され、ウォーキングを趣味にしている方々も多く、そして地域の魅力や歴史のある場所をウォーキングできることで、大変人気があるイベントということを知っています。一度議員とイベントをしたいという町内の方にもお越しいただき、協議をさせていただきました。イベントとしてはたくさんの方の参加は見込まれ、イベントを誘致するという目的であれば、可能性としてはありますが、地域が主催となつての取り組みとなると、どれだけの方が中心となつて協力できるのかなど、体制づくりに大きな課題があると考えます。

町内のイベントの取り組みの現状では、観光協会が中心なもの、地域の方々が実行委員会を立ち上げて行うもの、また、主催者側が全て行って、開催場所として公共施設をお貸しするものなどがあります。

観光課にも、いろいろなイベントの提案があり、集客ができる、面白そうだからと、どちらかといえば行政頼みで費用から運営までお任せといったものも少なくない状況です。町としましても、ツーデイウォークに限らず、宿泊も見込め、観光振興になるイベントであつて、観光協会等経済団体をお願いするにしても、中心となる主たる団体がどのように進めていきたいか、予算等も調達できるという見込みがあるかなど、たくさんの部分で協議はしていき、誘致できるかどうかという判断をしなければならないと思えます。



議員のご指摘のこのツーデイウォークも、私もその町民の方からも情報として、開催された新聞記事等もいただきました。本当にたくさんの方が集まるというウォークイベントということも認識していますが、果たして町内にいろんな国立公園、ジオパーク等がある白浜にとっても、目的としてはできやすいイベントかなという思いはあるんですが、ただ中心的な役割を果たす方々、ボランティアの数等も含めて、まだまだ課題がありそうに思いますので、そういうことも含めて、こういう提案があれば、きちんと経済団体とも協力しながら、今後も協議していきたいと思っています。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

答弁いただきました。体制づくりに問題があるんだと、そして、予算調達の点、そして経済団体とも協議していくと。提案していただいて、やはりこういうような動員が見込めるとか、そういう事例もやはり共有して、協議していただきたいと思うんです。

西日本最大級のウォーキングイベントの瀬戸内倉敷ツーデイマーチは、倉敷市でもう既に開催30回は数えています。参加者は約1万人、美しい眺望や歴史を楽しめる幾つかのコースを企画し、コースには、観光ガイドつきで美観地区を巡るコースもあり、毎年リピーターも多いそうです。30回を数えています。また、県下の海南市で開催された「第7回きのくに海南歩ットウォーク」は、スポーツ振興くじTOTOの助成を受けて、「豊かな自然と歴史、文化のまち海南を歩く、食べる、楽しむ」をテーマに、市内の由緒ある神社や観光名所や地元産業を巡るコースなど8コースで開催し、2日間で3,099名の参加があったと報告されています。

全国の一例を挙げると、京都、加古川、大和路、下田伊豆、広島などでは既に20回以上開催されていますし、また、九州では、スリーデイマーチ、3日間開催されているというようなイベントもあります。白浜でも美しい海、山、川や歴史、聞いて、見て、食べてよしを提案した企画コースはつくれると思います。課長もそのようなジオパークや国立公園というような話もありました。こんなに各地で参加者が多いイベント、白浜でもぜひ、もっと積極的に、もう1年たっています、課長。提案していただいて、協議していただいたらどうでしょうか。だめだというなら、そこをどういう判断をされたのかということも、聞かせていただきたいと思っています。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員のほうからご質問をいただきました。

だめということでは決してありません。イベント自体も、個人的に見ても、本当に自然を皆さんが満喫して歩くというイベントでありますので、特に大きな課題、迷惑がかかるものではないというふうに認識はあります。ただ、南紀白浜温泉の1年間のイベントスケジュールも見ていただければ、いろんなイベントを継続的に行っているという事実もありますので、これをどこに当てはめるかと。最新で新しくできたイベントで、大きいのであれば、トライアスロンが毎年行われておりますので、そういうイメージも議員は持たれているかとは思いますが、継続して行うというイベントであれば、なかなか今の南紀白浜温泉のイベントスケ

ジュールに入れる時期というものも考えなければなりません。1回だけのイベントという押さえになれば、どこかで入れることは可能かも知れませんが、多分議員のほうは、今の倉敷のお話等も含めて継続的なイベントという押さえになるのかと思いますので、それを考えると、いろいろな課題があるというのが、現状であります。

決してこういうイベントは無理です、だめですという認識では私は思っておりませんので、再度こういうご質問をいただきましたので、経済団体との事務局会議の中でも、取り上げるようにはしていきたいと思っています。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

体制づくりですか、どこが主体になるかというそういうことで、こんな言い方おかしいですけど話がたらい回しにならないように、積極的にデータをもって協議をしていただきたいと思っています。

次に、インバウンドの町への来訪実態と将来展望はどうでしょう、伺います。

また、2020年東京五輪と2025年の大阪万博に町への波及効果を期待しますが、町としてどのようなマーケティングを考えているのか、お尋ねします。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

インバウンドと今後の将来展望ということでご質問いただきました。

外国人観光客数につきましては、平成28年、29年と2年続けて10万人を超えています。平成30年の現状は、少し減少気味であると白浜温泉旅館協同組合からも伺っています。現在、当町においても、インバウンド対策を南紀白浜観光局が積極的に行っていますので、さらなる連携を図り、誘致に取り組んでいきたいと考えています。

また、東京オリンピック、大阪万博の波及効果に期待する白浜町のマーケティングとのご質問をいただきましたが、国を挙げての取り組みであるこの2つのイベントには、海外を含めたくさんの方々来られます。特に大阪万博は大阪だけでなく、和歌山も含め、近畿地方が大いに盛り上がることも期待でき、また、白浜町議会においても国際博覧会の誘致に関する決議をされたところでもありますので、町としても関西広域連合や県等の今後の取り組みを注視し、またとないチャンスですので、観光誘致、地域振興の施策を講じていきたいと思っています。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

県ではキャッシュレス決済は、消費者の利便性、インバウンド消費の拡大、生産性向上や購買データの利活用などによる新たなサービス創出につながるとしています。また、白浜町内でも6事業者が実証実験を現在行っていると、町長は初日に説明されました。訪日観光客誘致に戦略的に取り組んでいただきたいと思っています。

また、オリンピック、パラリンピックについては、参加国の事前キャンプ場として、国体時に整備した競技施設への誘致などはできないのでしょうか。その辺のお考えはいかがでし

ようか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

まず、最初のキャッシュレスということも含めて、時代がかなり大きく変わって、観光の楽しみ方というか、お金の使い方も、現金、そしてカードから、逆に今度はキャッシュレス、スマホ等で利用するということがふえている現状です。議員もご指摘にあったとおり、町内でもそのシステムを現在実証実験として取り組んでいるところではありますが、全国的にはキャッシュレスが進んで大きく利益を上げているような地域もあるかも知れません。白浜町にとっても、このキャッシュレスのシステムがどのような結果が出るかというのも、担当課としては大変楽しみにしています。実証実験を早くすることによって、効果があるかないか、全国的に進んだから、白浜が効果もないのに取り入れるというような施策はあってはならないと思いますので、今回の実証実験でどのような効果があるかをきちんと分析して、キャッシュレスということを前向きに取り組むかということも検討できると思います。

そして、東京オリンピックでの関係者の誘致ということですが、現在、白浜町のほうでは、そういう協議ができていないという状況です。ただ、今後といっても2年後の東京オリンピックですので、お客様というより関係者の誘致は大変難しいと思いますが、観光客、オリンピックを見に来られたお客様方を白浜のほうに足を向かせるということは、何らかのPR、広報活動はできるかと思っておりますので、その辺をまた考えていきたいと思っております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

全国では、やはり競技種目によりますが、事前キャンプ場として既に誘致して、契約もできているということも聞きますので、そういうことも1つの方策じゃないかと思っております。

次に、今後消える職業、なくなる職業として、日本でも労働人口の49%が人工知能やロボットで代替可能になっていきます。大正9年の国勢調査で国民から申告された職業は約3万5,000種ありました。現在の厚生労働省の職業分類によれば、3年前で2,167職種になっているそうです。国交省が2050年になると日本の人口は約9,700万人に減少し、全国の約6割以上の地域で人口が2010年時点の半分以下になるという試算を発表しています。仕事があれば人が集まる、反対に仕事が無くなれば、町は消える。研究者の中には地方消滅論を唱える方もいます。人の流入や流出の割合と町内の雇用状況、仕事の消失や失業率を危惧しますが、白浜町の現状はいかがでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま町内の仕事の消失、失業率についての質問をいただきました。

町内の雇用状況は、観光産業が中心であるので、周辺の市町から町内に働きに来られる方も結構あり、地域内雇用は確保できています。また、逆に町外へ働きに出る方もいるのが現状ではありますが、割合等の把握というものは困難であります。先ほどのまちなかの商店が閉鎖されるということも答弁させていただきましたが、そういう課題もありますが、その反面、

量販店が来ることにより、地域内雇用は活性化し、雇用の創出につながっているということも言えるところです。

失業率につきましてもご質問がありましたが、町内の失業率という数字は出ていませんので、県内の数値を申し上げますと、ことしの4月から6月までは1.9%ほどで、全国平均が2.5%ということですので、それは下回っているという現状であります。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

数年前との失業率も、やはり下回ってきたし、現状でもそうだとということで、多少安堵しておりますが、こういう雇用促進、支援についてですけれども、先日串本町の地域おこし協力隊の話の話を聞きました。これは国の制度を使ってJターンで戻ってきた方の話ですが、この方が古民家の活用プロジェクトで串本の藤村邸をリノベーションして今後レストランとホテルにしていくという構想でした。やはり町の地域おこしを考える、そういう視点で入ってくる若者たちのそういう現状を聞きますと、白浜町はどうでしょう。このような地域おこし協力隊を導入されているのでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 寺脇君

○番 外（日置川事務所長）

ただいまご質問いただきました地域おこし協力隊につきましては、平成29年1月から雇用を開始しております。現在、その方、1月に雇用した方は、安居地区の南紀州交流公社のほうで主に活動していただいていたんですけども、一旦この5月で退職されて、かわりにまた1名雇用をさせていただきます。その方につきましては、川添地域において、お茶のほうに力を入れて、活動していただいております。今後もこの地域おこし協力隊の制度というのは活用していきたいというふうに考えてございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

若い地域おこし協力隊の活動と知恵、発想が町の活性化に寄与できることがあるのではないかと思います。今後も導入していきたいということなので、この導入を伺いたいと思ったのですが、制度があるうちにぜひ活用されてはいかかかと思っております。

これで、私の町の振興についての質問は終わります。

○議 長

以上で、町の振興についての質問は終わりました。次に2点目の湯崎保育園整備についての質問を許可します。

10番 水上君（登壇）

○10 番

次に湯崎保育園について、町は昭和49年に建設された園舎で、老朽化が進んでおり、対応については喫緊の課題であるとこれまでに答弁されました。現在までに対応していただいている箇所もありますが、保護者としては数年前からの雨漏れ、園舎の傾き、床のゆがみ、水漏れなど保育環境への心配があり、また、耐震診断による基準値を下回る報告で、倒壊、

崩壊する可能性が高いとされて、毎日送迎はしているものの、不安の日々だと聞きます。

このことを、町においても長年の課題でもありながら、具体的な取り組みもなされずに、今日まで来ていると思っています。保護者初め、地元住民もそう感じているのではないのでしょうか。保護者会では幾度と緊急会議を開き、アンケートをとり、町と議会へ早急な建てかえと今すぐに園児の安全を確保できる応急対策を求めた要請書が届いています。本当に皆さん真剣に地域の将来のことや子どもたちのことを考え、取り組まれています。若いご父兄たちが本当に心配しておりまして、幾度とその声は私のほうにも届いております。

6月議会では、同僚議員も同じ思いで質問をされたのではないかと考えています。今、国、県からは子育て世代へのさまざまな支援制度が講じられています。保育園はその拠点となるのではないのでしょうか。

改めてお聞きします。現在の進捗はどのようになっているのか。また、町長としてどのように考えられているのか、お尋ねしたいと思います。

**○議 長**

水上議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

**○番 外 (町 長)**

ただいま議員から湯崎保育園に関するご質問をいただきました。

議員からもございましたように、湯崎保育園の老朽化に伴う園舎の状況に関しましては、私も昨年12月、園舎に赴き、老朽化に伴う傷み具合や各所で安全上の問題が生じていることなどを確認させていただきました。特に園児たちがその大半を過ごす保育室の床のゆがみなどは、私が立っていても違和感を覚えるほどであり、早急に対応するよう担当課にも命じ、ことし9月には床のゆがみも解消するなど、保育環境の改善を図ったところでございます。

今後の方向性に関しましては、6月議会の一般質問におきましても、水上議員を初め他の議員からもご質問やご提言をいただきました。全国的に少子化が進む中で、国においては、地方創生による、まち・ひと・しごと総合戦略が閣議決定され、子育て世代や少子化対策に対し、厚みのある支援が全国的に展開されております。町でも策定した総合戦略の1つに、安心して子どもを生み育てられる環境の形成を掲げ、ことし4月に策定しました第2次白浜町長期総合計画でも、子育て支援の推進として、充実した子育て環境の構築を盛り込んだところです。国や県による経済的支援を初めとする多様な施策展開と、町による保育環境の構築、充実により、働きながら子どもを生み、育てる家庭へのきめ細かな支援ができ、さらには、若者世代の地域への定着が促進されるものと考えております。

湯崎保育園に関しましては、建物の老朽化に加え、耐震診断結果によるIS値が0.17と非常に低いこと、また、以前からの課題であります送迎アクセスが悪いといった、早急に対応しなければならない待ったなしの状況下にあると考えております。保護者会からも、平成28年8月、また、本年8月には、湯崎連合町内会との連名で早急な対応を求める旨の要望書をいただいているところでございます。

保育環境としてだけでなく、地域の老人会との交流の場としても親しまれ、小学校合同の運動会など、湯崎地域ならではの取り組みの拠点ともなっております。町といたしましては、先ほど申し上げました、国を中心とした子育て世代への大きな施策変化も含め、総合的に勘案し、速やかに湯崎地域内において建てかえを行う方向で現在事務作業を進めていると

ころでございます。

湯崎地域は、ご存じのように、狭隘な地域であり、まとまった用地を確保することが困難なこと、また、一刻も早く安全性のある園舎へ移行したいとの思いから、候補地として、県有地でございます旧なぎさホーム跡地を活用できないか、県担当部局とも協議を進めているところでございます。

詳細につきましては、改めて今議会開会中に全員協議会の開催をお願い申し上げたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

建てかえを行う方向であるとの前向きの答弁をいただきました。

保護者の不安が毎日あること、また、この件についてはもう何年も申し上げてきましたし、今やっと町に声が届いたのかとの思いです。何とか実施に向けた報告を聞きたい。また、なぎさホームの跡地の活用についても、過去、地区役員に同行しまして町長に要望しています。あの当時は、消防第4分団の車庫移転候補地としてや、保育園等、地域には公園もないので、集える場所づくりなどの提案をしました。もう数年たちます。

児童、子どもには、正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るために児童憲章が定められています。条文の中で抜粋しますと、児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んぜられる。児童はよい環境の中で育てられる。また、全ての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。全ての児童は就学の道を確保され、また十分に整った教育の施設を用意される。全ての児童は心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活が妨げられないように十分に保護される。全ての児童はよい遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られるとあります。

幼児教育の大切な時期に今の環境でよいはずがありません。今湯崎保育園の保護者会は要請書を出し、町長の返事は前向きであって、町が責任を持って保育環境を整えてくれると信じています。今後の全員協議会の説明も待ちたいと思いますが、保護者会でもこの結果報告を心待ちにしていると、きのう話を伺っております。いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

おっしゃるとおりでございます。保護者会のご意見、あるいは期待といたしますか、そういったものは私も何人かの保護者からもご要望を受けた中で感じておりますし、園長を初め地域の皆さんも大変危惧されておりましたので、このことにつきましては、これからできるだけ早い段階で皆様方に報告できるよう、頑張ってみりたいと思います。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

以上で、湯崎保育園整備については終わります。

○議 長

以上で、湯崎保育園整備についての質問は終わりました。次に3点目の防災教育と児童生

徒の携帯電話の携行についての質問を許可します。

10番 水上君（登壇）

○10 番

防災教育と児童生徒の携帯電話の携行について伺います。

学校での防災教育についてはどのような現状で、地域を知り、また地域との連携もできているのか、お尋ねします。

○議 長

水上議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

ただいま水上議員より、学校における防災教育についてご質問をいただきました。

各学校で実施されている防災教育は、児童生徒の安全確保を主眼に置いて、各学校で防災教育を年間カリキュラムに位置づけて行っております。具体的には、地震や津波、火災を想定した避難訓練を行ったり、避難訓練の前後に事前事後指導を行ったり、DVD視聴を取り入れたりしながら防災に関する指導を行っております。また、地震や津波に対する訓練に関しましては、授業中だけでなく休み時間や下校の発生を想定した避難訓練を行っている学校もございます。

いずれも学校の状況に応じて訓練や内容を工夫しながら取り組んでいるところでございます。

地域との連携に関しましては、町内会と合同で避難訓練を行っている学校もございますし、保育園、小学校、中学校が地域にも呼びかけて合同で避難訓練を行っている学校もございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

防災教育については、町内の学校それぞれが取り組んでおられると思います。

位置関係によりまして、やはり視点というか、津波に備えたものであるとか山や川についてはまた違った防災の視点があるかと思えます。

全国では、やはり授業と連携して防災教育の時間を確保しているカリキュラムがあると聞いております。こういう地域であるとか、防災教育の時間をもっと取り入れてもいいんじゃないかと思えます。県の防災教育の指導プリントを見ますと、児童生徒が主体的に動こうとする知識、判断力、行動力を身につけるための学習、これは先日白浜第二小学校の校長先生に聞きますと、教諭がいなくても子どもたちは、地震であるとかそういうことを察知すると自分たちでしゃがんで、姿勢を低くしていた。これが日ごろの訓練が身につけてきたんだというような報告を受けました。

また、津波の避難三原則、これもやはり子どもたちに命をみずから守るということで自覚を持たせることが必要ではないかと県は言っております。これは、やはり日ごろのこういうことの教育の中で培われるものじゃないかと思えます。それから、11月5日、世界津波の日、これを児童生徒に伝え、避難訓練を実施するといったような防災教育の推進マニュアルにはありますね。それから、稲むらの火の館の施設見学とか、現地学習、参加型体験の

学習を積極的に取り入れたらどうかと。

それから、小学校5年生では、副読本で命を守る県民減災運動というのがあるそうですが、この減災対策の推進、子どもたちにそれを教育して、みずからそういう意識を持たせる。そして地域と連携した防災スクールを、中学生になると、実は田辺市の新庄中学校の地震学、これは私も視察させてもらったんですが、やはり地域の過去の被害や非常時の対処方法について大変先進的に取り組んでおられますので、この防災教育についても、もし時間があれば、先生方も一度視察されたらいいんじゃないかと思いますね。

それから、津波てんでんこを実施できるように、保護者への啓発、児童だけにとどまらず、保護者への啓発活動も努めてくれというようなことも、県の防災教育の推進の中には書いております。

以上です。いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

今、新庄中学校の取り組みについて、新庄地震学ですか、やはり新庄中学校ではそういうような過去の経験から特化した取り組みを長年取り組まれています。私たちもやはりその取り組みに学ぶことは大変多いかなと思いますので、今後またいろいろと考えてまいりたいと思います。

また、それぞれ小中学校ですけれども、それぞれでいろんな計画を立てて、プログラムを立てて防災教育を実施しています。主にベースになりますのは、平成25年3月に和歌山県教育委員会より「防災教育の手引き」というものが出されております。それをもとにしながら、各学年、子どもたちの発達段階に応じて、年間で時間をとりながら取り組みを進めると、そういうことで防災教育に取り組んでおりますので、そういうふうな防災教育を今後ともより効果的に行って、児童生徒一人一人の防災意識を高め、災害時に、先ほど白浜第二小学校の例をおっしゃられましたけれども、そのように自分自身で判断して、自分の身を守ることができるよう、やはり引き続きそういうふうな指導をしてまいりたいと考えております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

この防災教育については終わります。

次に、児童生徒の携帯電話の利用状況や携行をお尋ねします。

大阪府では、6月の大阪北部地震が登校時と重なり、保護者からの携帯電話の持ち込みを求める声が多く寄せられ、府の教育委員会は、公立小中学校で携帯電話の持ち込みを原則禁止としている方向の見直しを決めたそうです。現在は保護者の要望に応じて、学校判断で許可しています。

白浜町もそうだと思うんですが、申請なしでの持ち込みを、2019年来年の4月から持ち込みを認める方向だそうです。これについては、私は何人かの町内のご父兄にもご意見をいただきました。「学校から帰宅後の外出時には、帰宅時間や場所の確認のために子どもたちに持たせている」、それから、「現在の申請方式でよいと思う」というご父兄もいました。「個人判断での所持になると、持っている子と持たない子が出てくるのが心配である」、それから



小学生のご父兄では、「1年生と6年生では所持するにあたって認識や扱い、相当違うのではないか」というご意見がありました。また「登下校時に連絡をとれるほうが災害時など緊急の連絡には所持できるほうがいい」と、大阪府と同じような考え方もありました。また「緊急時はあると便利ですが、スマホの場合は、ネットがセットになっているので電話機能のみの携帯で十分かと思う」というようなご意見がありました。

来年4月には大阪北部地震時のご父兄の不安があったの対応になる、大阪府が実施する管理問題であるとかルールなども参考にされて、同じことにもし町内で遭遇すれば、子どもを守る意味で、今後やはりいろんなご父兄の意見もあります。私のほうにも声は届きますが、ご父兄の意向調査をまたされたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

ただいま水上議員より小中学生の学校へのスマホ、携帯の持ち込みについてのご質問がございました。

やはりこれについては、ご父兄の方も、今おっしゃられたように、いろんな考えがありますし、メリット、デメリットも大きいというふうに思います。教育委員会といたしましては、現行、保護者からの申請により学校長の判断、許可で持ち込みを認め、それぞれ学校のルールに従ってやっていただくと、そういう方向は今のところ考えていきたいというふうに考えております。

大阪府の件につきましてお話がありましたけれども、今後和歌山県でどういうふうな方針が出るかわかりませんが、今後、そういうようなことがあれば、それを含めて考慮しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

1つお尋ねします。今は申請されて、申請方法で携行を認めている。この場合はその管理はどうされるんですか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

さまざまです。学校が預かる場合もありますし、それより個々の子どもが電源を切ってかばんの中で保管をする、そういうことがあります。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

わかりました。今後ご父兄のご意見をいただいて、県の方向性も鑑みながら、白浜町としてもこのことについてはお考えいただきたいと思います。

これで、私の携帯電話利用状況、携行について終わります。

これで、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

以上で、水上君の一般質問は終わりました。

休憩します。

(休憩 10 時 56 分 再開 11 時 05 分)

○議 長

再開します。

14番 長野君の一般質問を許可します。

長野君の質問は一問一答形式です。通告質問時間は30分です。それでは、14番長野君の質問につきまして。まず1点目の質問につきましては、妊婦加算についての質問であります。2点目としては、家庭ゴミの個別収集についての質問でございます。それから、3点目に防災行動計画（タイムライン）の策定につきまして、4点としてコミュニティバス川添線のバス停新設についての質問でございます。

まずは、1点目の妊婦加算についての質問を許可いたします。

14番 長野君（登壇）

○14 番

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、質問を行います。

まず初めに、質問事項1、妊婦加算についてお伺いいたします。

その1点目、妊婦が医療機関の外来を受診した際に負担がふえる妊婦加算が、ことしの4月から導入されていますが、どのような理由で新設されたのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま議員から妊婦加算についてのご質問をいただきました。

平成30年4月から診療報酬が改定され、妊婦が医療機関での診療の際にかかる負担が増額されました。これが妊婦加算という仕組みで、病名や診療科にかかわらず、通常の基本診療に上乗せされるものでございます。詳細につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

妊婦加算が導入された理由についてご説明させていただきます。

女性が医療機関を受診いたしますと、問診票で妊娠しているかどうかを確認されます。妊婦であれば、お腹の子どもへの安全性を考慮して、どんな検査をするか、どの薬を処方するかを慎重に判断する必要があるからでございます。妊婦加算は、こうした妊婦の診察で必要となる特別な配慮を評価するもので、医療機関への診療報酬をふやすことによって、積極的に妊婦にかかわってもらい、妊婦に配慮した受け入れを行うため、新設されたものでございます。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

次に、2点目、具体的な負担増はどのくらいでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

妊婦の具体的な負担増する額についてでございますが、医療費の窓口負担を3割といたしまして、診療時間内の初診で230円、再診で110円ふえることとなります。時間外や休日ですと、初診で350円、再診で210円、深夜の受診ですと、初診で650円、再診で510円ふえることとなります。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

続きまして3点目、厚生労働省から妊娠中の健康管理及び妊婦加算の周知についての通知が出されてると思いますが、白浜町の周知はどのようにされているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

11月2日付で厚生労働省から妊娠中の健康管理及び妊婦加算の周知についての通知が出されました。

町の妊婦加算の周知方法としましては、この12月から母子手帳交付時に厚生労働省のチラシ配付を行っております。また、広報やホームページ等で妊婦加算について周知を図ってまいりたいと考えております。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

続きまして4点目、今回の妊婦加算については、厚生労働省は加算対象のルールを明確化する方向で検討に入っていると思いますが、私からの提言であります。妊婦は出産に費用がかかるのだから、少子化対策のために、白浜町独自で軽減するような制度を設ける考えはないのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

白浜町独自の妊婦加算の軽減制度についてご提言をいただきました。

妊婦加算はまだ始まったばかりの制度でもございまして、議員おっしゃるように、厚生労働省では、例えば眼科でコンタクトレンズの処方をしてもらうような、妊娠と関係のない患者と同じ診療を行った際には妊婦加算しない等の議論をされている状況でございます。町単独の軽減制度は、国や県の動向を注視しつつ考えてまいりたいと考えます。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

国や県の動向に注視しながら今後とも、周知、徹底を図っていただきたいと思います。

これで、妊婦加算についての質問を終わります。

○議 長

以上で、妊婦加算についての質問は終わりました。次に2点目の家庭ゴミの個別収集について（ふれあい収集事業）についての質問を許可します。

14番 長野君（登壇）

○14 番

次に、質問事項2、家庭ゴミの個別収集（ふれあい収集事業）についてお伺いいたします。

その1点目、先月11月から高齢者や障害者など一定の要件を満たす世帯を対象に家庭ゴミの収集を始めています。決まった場所にごみを持っていくことが難しい家庭から申請していただき、収集の際は利用者に声をかけて、安否確認もしていただくとのことであります。先にお伺いさせていただいた住民の人は本当に喜んでおりました。18戸でスタートしたとのことでありますが、現在どのぐらいの利用者があるのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番外（町 長）

白浜町ふれあい収集についてのご質問をいただきました。

ふれあい収集は、高齢または障害等により、家庭から排出するごみをみずからがごみステーションへ持ち出すことが困難な世帯に対し、安否確認を行いながら個別にごみを収集する事業として、議員がおっしゃるように11月から18世帯の利用者で開始いたしました。

これまで、ごみ出しについて苦労されていた方々ということで、利用者には大変喜んでいただいているというところでございます。

利用世帯数につきましても、徐々にふえてきているところであり、現在は約40世帯の方々にご利用いただいております。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

続きまして2点目、今後ますます利用者が増えると思いますので、現在軽トラックでごみを回収していると思いますが、安全面も考慮して専用の軽トラックを購入してはどうか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番外（生活環境課長）

議員より、ふれあい収集事業用に軽トラックを購入してはどうかのご提言をいただきました。

ふれあい収集業務は、清掃センター職員2名が利用者宅へ訪問し、安否確認を行い、収集業務を行っております。日置川地域などの山間部では、狭い道が多く、通常のごみ収集車では進入が困難等の理由で、清掃センター現有の軽トラックや軽ワゴンで収集業務を行っているところでございます。

また、8月には、湯崎地区の道幅が狭い場所に、ごみステーションを2カ所新設し、収集業務を開始してございます。こちらも同じ軽車両での収集を行っております。

これらの車両は、主に資源ごみ収集作業で使用しておりまして、実際には車両が不足しているのが現状でございます。

議員ご指摘のとおり、今後、利用者数はふえていくことが予想されますので、専用の軽トラックの導入が必要であると考えるところであり、財政面も考慮しながら検討させていただきます。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

今後とも現場での知恵を結集して、工夫を凝らし、作業を効率化し、住民の声をもとにして付加価値のあるサービスを生み出し、プレゼンスを向上させ、新たな清掃部門を目指していただければと思います。

これで、家庭ゴミの個別収集についての質問を終わります。

○議 長

以上で、家庭ゴミの個別収集について（ふれあい収集事業）の質問は終わりました。次に3点目の防災行動計画（タイムライン）の策定についての質問を許可します。

14番 長野君（登壇）

○14 番

次に、質問事項3、防災行動計画（タイムライン）の策定について、お伺いいたします。

その1点目、防災行動計画（タイムライン）とはどのような計画なのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

防災行動計画いわゆるタイムラインと申しますと、2012年、アメリカにおきましてハリケーン災害時の有効な住民避難対策として注目されまして、国土交通省が台風に伴う大規模な洪水や高潮によります被害を最小限にとどめるため、平成28年8月にタイムライン（防災行動計画）の策定の指針を取りまとめたものです。

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災の関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ、誰が、何をするのかに着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画とされてございます。あわせて策定にあたりましては、自治体のみならず防災関係機関が広く参加することが望ましいとされてございまして、現在、全国的に策定されています水害タイムライン、台風、豪雨等による洪水に対します被害の軽減を目的として策定されているのが現状でございます。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

続きまして2点目、和歌山県内で該当する20市町村で、策定を終えたのは、熊野川の一

部を管理する新宮市のみであります。白浜町の対象となる河川は何河川でしょうか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

洪水、氾濫等の水害に着目しますタイムラインは、白浜町内の全ての河川を対象とするというのが原則ではございますが、タイムラインを策定するにあたりましては、河川の水位が随時確認できるものでなければ、タイムラインは策定できないことから、現在町内におきまして策定が可能な河川といたしましては、水位周知河川として指定されています富田川及び日置川の2つの河川が該当することになります。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14番

続きまして3点目、ことしの台風で床上浸水、床下浸水等、多大な被害がありました。従来では考えられない量の雨が降るなど、災害の極端化が各地で起こっています。豪雨で最初に氾濫するのは、2級河川などの中小河川だと思います。

従来の地域防災計画では、対応が後手に回りがちで、極端な雨に対処できないと思います。

台風や豪雨による水害が起きる前に、いつ、誰が、何をするのかについてあらかじめ時系列で定めておく、先を読んで動く防災行動計画（タイムライン）を早期に策定しなければならないと思いますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

現在、白浜町が参加しております西牟婁地域における大規模氾濫減災協議会におきまして、今後、関係機関が取り組むべき減災対策と取りまとめをございまして、取りまとめ方針の中に、避難勧告等の発令に着目したタイムラインの策定が位置づけられてございます。県、和歌山气象台及び白浜町を含む1市2町で取り組むこととしてございまして、今後は情報共有を図りながら、早期のタイムラインの策定に着手してまいりたいと考えてございます。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14番

大変前向きな答弁をいただきました。これで、防災行動計画の策定についての質問を終わります。

○議 長

以上で、防災行動計画（タイムライン）の策定についての質問は終わりました。次に4点目のコミュニティバス川添線のバス停新設についての質問を許可します。

14番 長野君（登壇）

○14番

続きまして、質問事項4、コミュニティバス川添線のバス停新設について、お伺いいたします。

急速な過疎化、高齢化により、地域を取り巻く状況は日々厳しいものとなっております。その対策には正解がなく、また、ゴールもないように思われます。そのような中、将来のために、より利用しやすく有効な移動手段をつくり、育てるべく日々奮闘されている関係者の皆さんに心から敬意を表します。

我が白浜町も、高齢者など交通弱者の方々の移動手段としてコミュニティバスを運行していますが、少し現状で提供しているサービスを整理して、地域の特性やニーズに沿った形に見直すことで、より有効活用がされると思いますので、既存の移動手段の改善策を考えていただきたいと思います。

その1点目、バス停新設に係る問題点はどのようなものか。

現在、コミュニティバス川添線を運行されていると思いますが、上富田町に入ると、停留所はJR朝来駅だけです。利用者の皆さんは朝来駅でおおりて、また逆戻りをして、上富田町役場周辺まで歩いています。時間にすれば、私が歩いて近くの病院まで約4分、歯科医院まで約6分、役場周辺まで約17分でありました。また、雨天の場合はもっと大変でありました。周辺で買い物をして、その荷物を持ってまた朝来駅まで歩いているのが実情であります。道路には車両が多く走っており、歩道も余り整備されていない。荷物を持って朝来駅のバス停まで歩いて行くのは、高齢者の方には大変厳しいものだと思います。行政間の問題もあろうかと思いますが、バス停の新設に係る問題点はどのようなものなのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいま議員よりコミュニティバスのバス停の新設についてご質問いただきました。

町内のバス停新設につきましては、白浜町地域公共交通会議で協議を行い、その決議をもって運行事業者が和歌山運輸支局のほうへ届出をすることとなります。

しかし、上富田町内へのバス停の新設におきましては、上富田町地域公共交通会議でその決議をいただかなければならないこととなります。上富田町内の区間は競合する既存の事業者が存在するため、乗降制限をかけたクローズドアとし、起終点である朝来駅以外は停留所を設けないことを条件に、平成27年6月26日に上富田町地域公共交通会議で承認をいただいたところでございます。運行計画策定段階では、上富田町役場前でのバス停新設も検討しておりまして、上富田町の当局からは、新たなバス停の設置自体を認めないという回答ではなくて、白浜町コミュニティバスを川添線上に位置する生馬地域の住民に開放していただきたいという要望をいただいたところでございます。

白浜町コミュニティバスは現在10人乗りの普通自動車にて運行しているため、起終点以外の上富田町区域において開放を行いますと、途中区間で乗車しようとされます生馬地域の方や川添地域の方々がバスに乗降することができなくなる。いわゆる満車で乗れないという可能性があります。そのために、現在の運行となった経緯でございます。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

続きまして2点目、問題点の話し合い、協議はどのようになっているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

上富田町内へのバス停の新設につきまして、運行事業者を通じて強く要望をいただいているところをごさいます、上富田町と事務レベルで協議を進めているところをごさいます。現在、生馬地域における最新の運行実績について提供をお願いしているところをごさいます、川添線の運行状況もあわせて精査した上で、上富田町と具体的な協議を進めていきたいと考えてごさいます。

○議 長  
14番 長野君（登壇）

○14 番

続きまして3点目、問題点についての解決策の見通しについて当局の答弁を求めます。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

生馬地域の利用実績によりまして、上富田町が希望する生馬地域の住民の方々へ開放するという事は困難となる可能性はありますけども、現在の川添線の運行状況を見ましても、恒常的に定員オーバーになる可能性は低いと、このように考えてごさいます。両町が互いに広域でコミュニティバス運営を補完し合うことは可能ではないかと、現状では見込んでいるところをごさいます。

○議 長  
14番 長野君（登壇）

○14 番

続きまして4点目、コミュニティバスの主たる利用者は、ほかに交通手段を持たない高齢者であると思います。コミュニティバスが高齢者の外出支援につながっています。コミュニティバスのバス停留所新設は、バスを利用している高齢者の人たちの切実な願いであります。皆さんの心の叫びであります。心からの訴えであります。

町長、当局の皆さん、高齢者の皆さんの思いをしっかりと受けとめていただき、対応していただきたいと思います。町長のご見解をお聞きいたします。

○議 長  
番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

議員ご指摘のように高齢者などの交通弱者の方々にとって、コミュニティバスは欠かせない移動手段であると考えております。また、現状の運行内容では、不便と感じておられる方がいることも承知しているところをごさいます。

運行内容の変更にあたりましては、利用者が将来的に必要となることではなく、あくまでも現時点で必要なことに重きを置いて、また、対応が可能な範囲で取り組むこととしておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくごさいます。



○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

今、町長の答弁にもありましたが、あくまでも現時点で必要なことに重きを置き、早期に協議を進めていただきたいと思います。コミュニティバスの利用者の皆さんの切実な願い、心からの訴え、バスを利用している人たちは、バス停がいつできるのか、待ち望んでいます。

これで、質問を終わります。

○議 長

以上で、長野君の一般質問は終わりました。

休憩します。

（休憩 11時28分 再開 13時00分）

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長から報告を願います。

10番 議会運営委員長 水上君（登壇）

○10 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

本日は、5番 丸本議員まで一般質問を行い、その後、散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思います。

本日までに提出のあった要望書をお手元に配付しております。

議会運営委員会で協議の結果、議場配付にとどめることとなりましたので、ご了承をお願いいたします。

明日、一般質問終了後に、全員協議会の開催を予定しておりますので、よろしくお願います。なお、全員協議会の資料はお手元に配付しております。

以上で報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

引き続き、一般質問を行います。

8番 松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は一問一答形式です。通告質問時間は45分です。1つは、認知症の支援について、1つは、地域包括ケアシステムについて、1つは、アレルギーに対応した災害備蓄食品について、1つは、児童虐待についての、以上4項目の通告をしていただいております。

それではまず、認知症の支援についての質問を許可します。

8番 松田君（登壇）

○8 番

議長の許可を得ましたので、通告書に従い、一般質問をいたします。

認知症の人の意思が尊重され、本人の意思に基づく生活を送ることができるようにするため、厚生労働省が、認知症の人が意思を決定する上で周囲の人の配慮すべき事項をまとめたガイドラインを作成し、今年度6月に公表されました。厚生労働省は自治体や関係団体などに指針を周知し、介護職員の研修などで活用を促す方針となっています。

ガイドラインは、各現場でばらつきが出ないようにする観点から定められ、食事、外出などの生活習慣から、介護サービスの利用、財産管理まで生活上の幅広い場面を想定しており、医療、介護関係者、行政職員、成年後見人など、意思決定支援にかかわる全ての人に向けた内容となっています。

ガイドラインの基本原則には、意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要と明記されており、本人の意思は、他者への害や本人にとっての重大な影響がない限り尊重され、関係者がチームを組んで支援する必要性にもふれています。

その上で、意思の形成、表明、実現の各段階における支援の要点を紹介されており、意思決定支援は、なるべく本人がなれた場所で行い、意思決定を本人の状態に応じて丁寧に説明することなどが掲げられています。

以上のように、認知症の人の意思決定の支援では、人間としての尊厳を重視したかかわりが大切になってくると思います。当局の役割や取り組みについて答弁を求めます。

○議長

松田議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

ただいま松田議員より、認知症の人の意思決定支援についてご質問いただきました。

これまでも地域包括支援センターでは、認知症の人に対する意思決定を含む種々の支援過程において、ご本人の意思を尊重しながら、認知能力に応じた働きかけに配慮しながら対応してまいりました。

今般、平成30年6月に厚生労働省から示された、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインには、認知症の人であってもその能力を最大限生かして、日常生活や社会生活に関してみずからの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために、特定の職種や特定の場面に限定されるものではなく、認知症の人の意思決定支援にかかわる全ての人（意思決定支援者）による意思決定支援を行う際の基本原則や意思決定のプロセスに沿った支援の具体例などが示されています。

現在、ガイドラインによる新たな取り組みは特に実施しておりませんが、今後は関係機関等も含めてガイドラインの再確認を行い、支援の質の向上を図りたいと考えています。

○議長

8番 松田君（登壇）

○8番

認知症の患者数は、2025年には高齢者の5人に1人にあたる約700万人になると見込まれています。将来、自身が介護が必要になったときに一番困ることとして、自分が認知症になったときと不安に思っている方も多くおられると思います。

町民にとっても大変身近な問題と言えます。そこで、2025年問題に対する町の取り組みについての答弁を求めます。

○議長

番外 民生課長 三栖君

○番外（民生課長）

白浜町では、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢期を迎える2025年には、認知症高齢者の数は1,400人を超え、高齢者の2割近くを占めると推測しております。

今後、ますます深刻化する認知症施策に対応するため、平成30年度からは包括支援センターに社会福祉士1名を増員し、新たな事業である認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員配置など、認知症総合支援事業の円滑実施に向けた体制強化を行ったところでございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

白浜町では、2025年には認知症高齢者数が1,400人を超えるとありましたが、認知症施策に対するための体制強化としてこれで十分なのか、答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

平成30年3月末には、白浜町における認知症の現状としましては、要介護認定の申請をされた方で、主治医意見書による認知症自立度が1以上の方は1,240人となっております。2025年には約160人の増加を見込んでいるところでございます。

地域包括支援センターでは、認知症の人や家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立支援のサポートを図る認知症初期集中支援チームを有効に機能させることと同時に、地域において住民の皆様方が適切なケアにつなぐ行動をとれるようにするための、地域づくりが重要であると認識してございます。

当然、行政だけの対応では限界がございます。医療機関や介護保険サービス事業所、また、地域の支援機関との連携強化を図り、地域の皆様方にも認知症への理解を深めていただくための普及、啓発の推進に努めること等により、認知症施策に対応してまいりたいと考えてございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

また、認知症の早期診断の取り組み強化や成年後見制度の利用促進などの施策の充実も急務であると思いますが、当局の取り組みについて答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

認知症への対応に最も有効な手段の1つが認知症の早期発見と早期対応であります。認知症初期集中支援チーム員が医療機関受診や介護保険サービスの利用を勧めるなど、早期対応を図ってございます。また、日常のちょっとしたかかわりの中での気がかりを見逃さないよう、ご家族からの相談、ご近所の方や民生委員さん等からの情報をもとに、きめ細やかに対応をしており、今後も早期対応に努めてまいります。

また、認知症高齢者の権利を擁護する成年後見制度の需要は今後、ますます増加することが予想されております。成年後見制度利用促進法の施行を受け、同制度を必要とする方が確

実に利用していただけるように、近隣市町の動向も見ながら体制整備に取り組んでまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

新オレンジプランを基本に認知症施策を進めていこうということで、認知症サポーターの養成講座が開催されています。全国的には、サポーターが、ことし3月末で1,000万人を超えたと報じられています。町には認知症サポーターが何人おられますか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

認知症サポーターは、認知症の人が安心して暮らせるまちづくりのために、認知症を正しく理解し、地域で守り、支えていく人材として養成しております。

白浜町では、平成18年度から認知症サポーター養成講座を実施しており、企業や住民団体等からの依頼を受け、これまで96回、延べ2,284人に受講をいただいております。平成30年3月末の和歌山県による集計では、総人口に占めるサポーター数の割合が、白浜町では10.5%で、県平均6.3%を上回り、県内市町村で上位10番目となっております。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

今後も認知症サポーターをふやしていくことが必要だと思いますが、周知、啓発についてはどのようにしていくのか、答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

今般、町広報11月号にも養成講座の開催についての記事を記載したところですが、今後もさまざまな機会を利用しながら、さらに積極的な周知、啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

認知症サポーターの役割と活動について、認知症サポーターは認知症を正しく理解し、認知症の人やその人を取り巻く家族のよき理解者となる存在となります。また、認知症サポーターからは、地域の高齢者や認知症、その予備軍を含む人々を見守ることが多いという観点から、地域活性化の担い手、リーダーが誕生することも今後期待もされます。

今後は、地域包括ケアシステムという公的サービスを地域住民のニーズに応じて関係者が連携、協力して提供していく、医療、介護など多職種が協働するシステムの構築が進んでいきます。

その中で、地域住民のニーズの把握は、まさにきめ細かい作業となり、担い手の中心とな

る地域包括支援センターや関係機関だけではフォローしきれないことも想定されます。そこで、認知症で困っている人や家族のちょっとした情報を認知症サポーターの方にもフォローしていただき、必要であれば関係機関に報告などもしていただくことで円滑なシステム運営となっていくのではないかと期待もされています。

以上のように、認知症サポーターに期待される役割は大きいと思います。認知症サポーターがボランティアとして負担感なく自由な活動ができる支援体制や、活躍のできる場を提供していくことも必要だと思いますが、当局の取り組みについて答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、地域において、認知症の人やその家族の気持ちをより一層理解し、また見守りを支えてくれる理解者の確保が重要であると認識してございます。

認知症サポーターは、何か特別なことをする人ではなく、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者として、個々にできる範囲で活動していただいております。

例えば、地域で認知症の人が困っている様子が見えたら、何かお手伝いすることはありませんかと一声かけるなど、具体的な援助はできなくても、理解者であることを示すことができます。また、認知症の家族介護には、近所に迷惑をかけているのではという思いがある場合もございます。大変ですね、お互いさまですよ、お気遣いなくといった言葉やねぎらいの言葉をかけることによって、家族の気持ちはぐっと楽になるものでございます。

さらに、商店や公共交通機関、銀行など、日常生活に密着して地域で働く方々の理解と協力は、認知症の人の地域での生活の継続にとって大きな支えとなります。自分自身の問題として、友人や家族に学んだ知識を伝えること、認知症やその家族の気持ちを理解しようと努めることも、認知症サポーターの活動の1つとなります。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

認知症やその家族の気持ちを理解しようと努めることも、認知症サポーターの活動の1つと当局より答弁がありました。認知症サポーター制度ができてからどのような点で成果としてあらわれてきたのか、答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

認知症サポーター養成講座につきましては、小中学校の協力も得て実施しておりますが、若い世代から認知症に対する理解を深め、優しく言葉かけや手助けをする人がふえ、地域の担い手が育っていくことが大切であります。認知症の人が住みやすく、優しいまちづくりにつながっていくものと考えております。

認知症サポーター養成講座後のアンケートで、認知症の人にこれからどのように接したらいいと思いますかという設問に対しまして、小学生では、「認知症の人を大事にしたいと思った」とか「優しく接したいと思った」といった内容や、中学生では、「相手の目線に合わせゆ

っくりと丁寧に優しく話したい」「笑顔で自然に対応したい」「できることは見守ってあげて、するのが難しいことはサポートしてあげたい」等の回答から、認知症に対する意識の変化が見られ、一定の効果があつたと評価しているところでございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

認知症サポーター制度は、認知症を理解し、地域社会で認知症の人を支えていく上では大変重要な位置づけである制度でもあります。これからもこの制度を推進していただきたいと思えます。

また、認知症の人の意思決定についてのガイドラインは平成30年6月に提示されたばかりで、当局としても新たな取り組みができてない状況でもありますが、このガイドラインの基本原則である意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性については、本当に重要な原則でもあります。今までの認知症の人に対する意思決定支援の経験を生かし、当局として、事業所などの関係機関に周知、徹底していただくことを提言し、この質問については終わりとします。

○議 長

以上で、認知症の支援についての質問は終わりました。次に2点目の地域包括ケアシステムについての質問を許可します。

8番 松田君（登壇）

○8 番

地域包括ケアシステムは、自助、互助、共助に期待がかけられているが、今、日本では、地域とのつながりの希薄化が問題となっています。地域格差が見られ、地域の組織力や、都市か過疎地か、その地区の高齢化率の違いなどにより、対応の差も出てきています。地域によっては安定的に生活支援サービスを提供できない可能性もあります。そのような観点により、地域包括ケアシステムは、全国一律の画一的なものではなく、地域ごとの特性に応じて、あるいは地域ごとの創意工夫により取り組んでいくことが必要であると思えますが、当局として具体的にどのような取り組みをされているのか、答弁を求めます。

○議 長

松田議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築についてご質問いただきました。

高齢者が日常生活に支援が必要な状態となっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活できるような社会を目指す地域包括ケアシステムの実現に向け、白浜町におきましても、さらなる高齢者の社会参加の促進や重症化予防の推進、また地域での見守りや支え合い体制づくりの推進が重要であると考えております。

現在、関係各係が集まり、地域包括ケア推進会議として、生活支援体制整備のほか、在宅医療介護連携、認知症施策、地域ケア会議など、地域包括ケアシステム推進のための課題整理や進捗状況の報告等を月1回実施しております。それぞれの事業推進のみならず、各事業を関連づけた地域包括ケア推進の方向性を、いま一度確認しながら取り組んでいるところで

ございます。

生活支援体制整備事業におきましては、地域での支え合い、助け合いを広め、地域の住民の主体性を引き出しながら、課題の解決方法を検討するため、社会福祉協議会の協力を得て、白浜、富田、日置川の日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、また協議体の委員の方々と協議にも取り組んでいるところでございます。

さらに、生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等を養成し、住民主体の支援体制の推進を図るため、生活支援サポーターの養成講座も実施してございます。

今後も、地域ごとの問題、課題を我が事として捉え、担い手、受け手という関係を超えて多様な主体、担い手が協働し、丸ごと受けとめる地域をつくる地域共生社会の実現に向けまして、さまざまな団体や地域の皆様のご協力をいただければと思っております。

一概に地域包括ケアシステムといっても、まだまだなじみの薄い言葉と感じてございます。住民の皆様を受け入れていただきやすい課題や議題を通して、住民の皆様にもご意見をいただきながら、地域に合った活動につなげていけるような啓発も重要だと考えてございます。

○議長

8番 松田君（登壇）

○8番

日本の高齢化は世界最速ペースで進んできています。2065年には高齢化率が38.4%に達し、約2.6人に1人が65歳以上、約3.9人に1人が75歳以上になると予測もされています。高齢者夫婦のみの世帯や高齢者単独世帯の増加とともに、要介護者がふえ、老々介護が社会問題化してきています。高齢者が地域で医療、看護、介護、生活支援など、さまざまなサービスを受けられるような社会を目指し、ボランティアを含む各機関や福祉施設が連携して、高齢者を支える仕組みを構築していただけるよう提言いたしまして、この質問については終わりとします。

○議長

以上で、地域包括ケアシステムについての質問は終わりました。次に3点目のアレルギーに対応した災害備蓄食品についての質問を許可します。

8番 松田君（登壇）

○8番

災害時は、交通網が乱れ、当たり前だった食事すらまともにとれない状況となり、また、各地からのありがたいサポートが配給される状態になっても、アレルギーを持つ子どもの親は神経質にならざるを得ないのが現状だと思います。

災害時は、医療機関へのアクセスが限定されることを考えると、少しでもリスクのある食事を子どもに与えることはできません。町の災害用備蓄品にはどの程度のアレルギーに対応した食品備蓄があり、どのような対策がとられているのか、答弁を求めます。

○議長

松田議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

町の指定避難所につきましては、個人の住宅を含めまして151カ所ございます。そのうち町の職員を配置し、町が開設する避難所は21カ所でございます。この21カ所の避難所

と消防署の2カ所、合わせますと計23カ所になりますが、ここに分散備蓄計画に基づきまして食料品を含めた防災用品を備蓄しているところでございます。

災害時の備蓄につきましては、町民の皆様方にも啓発して備蓄をお願いしているところでございますが、議員ご質問のアレルギーに対応した食品の備蓄につきましては、保存食を選定する際にアレルギー対策を考慮して選定しているところでございます。保存食のうちのアルファ米につきましては、アレルギー特定原材料の7品目、及び特定原材料に準ずるものの20品目、合計27品目について使用していないものとされてございます。

また、長期保存用に備蓄してございますサバイバルフーズにつきましては、小麦と鶏肉が使用されていますので、この点につきましては注意する必要があると思っております。

今後とも、保存食の選定にあたっては、アレルギー等のことも十分注意しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

当局が備蓄してある食品の中に、小麦粉や鶏肉を使用した洋風とり雑炊サバイバルフーズがありますが、これは小麦や鶏肉にアレルギーがある人は食せないこともあり、いっそ全ての備蓄食品を非アレルギー備蓄食品に統一したら、いざというときにアレルギーがあるのに関係なく、対応ができると思います。また、一般の人工乳が飲めないミルクアレルギーのある乳幼児用として、ミルクアレルギー対応粉ミルクの備蓄も考えていただきたいが、答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員より備蓄食料の非アレルギー備蓄品への統一と、またミルクアレルギー対応の粉ミルクの備蓄についてご提案をいただいたところでございます。

非アレルギー備蓄食品の統一につきましては、サバイバルフーズにつきましては保存期限が25年と長期保存が可能になっていることから採用しているところでございます。今後分散備蓄計画の見直しに伴いまして、ご指摘のサバイバルフーズからほかのアレルギー対応食品への変更というものにつきましても、検討して進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、ミルクアレルギー対応の粉ミルクの備蓄に関しましては、白浜町におきましては、粉ミルク自体の備蓄ができていないというのが現状でございます。粉ミルクにつきましては、備蓄できていない1つの理由としましては消費期限が非常に短いためなかなかできていないんですが、粉ミルクを追加していくことも検討していくことも必要でございますし、また、民間店舗との防災用品の提携を組んでおるところもございまして、そうしたところとの調達等について連携を組んで検討していくということも必要だと、このように考えております。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

近い将来、必ず起こり得る大地震などの災害に備え、避難生活を余儀なくされた方が混乱



の中でも安心して過ごせるよう、備蓄や受け入れ態勢の整備として、アレルギー対応食品についても特別な対応をとっていただくことを提言し、この質問については終わりとします。

**○議 長**

以上で、アレルギーに対応した災害備蓄食品についての質問は終わりました。次に4点目の児童虐待についての質問を許可します。

8番 松田君（登壇）

**○8 番**

2018年3月に発生した、香川県から東京都目黒区に転居してきた女の子が両親から虐待され死亡した事件の内容には、衝撃を受けましたが、現に、テレビのニュースを見ても、児童虐待に関する報道をよく目にし、そのような報道を知るたびに、強い悲しさと、なぜこのような状況に至ってしまったのかという無念さも感じられます。

また、虐待通告の件数は年々ふえる一方で、平成29年度和歌山県の児童相談所に虐待の相談や通告は1, 142件寄せられたと発表されています。県では、通告を受理した場合、48時間以内に目視による安全確認が条例で義務づけられています。町での過去3年間の虐待通告や相談数はどれくらいありますか。また、通告を受けた場合の対応はどのようにされていますか。ほかの市町村から転入してきた児童への対応についても答弁を求めます。

**○議 長**

松田議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 民生課長 三栖君

**○番 外（民生課長）**

松田議員から児童虐待について質問をいただきました。

まず、民生課より就学前の児童虐待について答弁させていただき、その後、教育委員会より小中学校の児童虐待について答弁させていただきます。

まず、民生課よりさせていただきます。

就学前児童の虐待の通告や相談件数につきましては、平成28年度は相談が5件、平成29年度は通告1件、相談11件、平成30年度は今現在、通告1件、相談14件となっております。相談件数には年度を超えて継続しているケースも含まれております。虐待の種類としましては、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待があり、最近では保護者の怠慢、拒否であるネグレクトの割合が高くなってきてございます。

虐待通告を受けた場合の対応についてですが、町では、通告があった場合、教育委員会、福祉係、保健センター、保育園等関係機関に連絡をとり、原則24時間以内にできるだけ早く状況を把握し、子どもの安全確認ができるよう努めてございます。

また、他市町村から転入してきた要保護児童につきましては、前住所の市町村から情報提供を受け、関係機関と連携し、具体的にどのような支援、かかわりを持っていくかをケース会議で検討し、子どもと保護者に対する最も効果的な支援方法を決定してございます。

**○議 長**

番外 教育次長 高田君

**○番 外（教育次長）**

小中学校の状況についてお答えいたします。

町内小中学校の児童虐待に関する件数ですが、平成28年度は通告1件、相談9件、平成

29年度は通告2件、相談8件、平成30年度は現在までに通告2件、相談8件となっております。この中には就学前や数年にわたり継続的に相談しているケースも含まれております。内容は、ネグレクト等に起因するものが多くを占めております。

通告を受けた場合の対応ですが、まずは学校や児童相談所と連携を図り情報を共有しています。その後、ケースにもよりますが、児童相談所、学校、民生委員さん、社会福祉協議会、民生課、ふれあいルーム、教育委員会等の関係機関でケース会議の開催を行います。会議では情報を共有するとともに、今後の対応を協議し、その後の対応や支援にあたります。

他市町村から転入してきた児童への対応ですが、他市町村担当課から情報を受けて、先ほど申しました関係機関でケース会議を開催します。会議では、情報を共有するとともに今後の対応を協議し、その後の対応や支援にあたってございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

今回の目黒区の虐待も、香川県から情報があり、家庭訪問したが保護者に拒否され、被害に遭った女の子には会えなかったとのことでした。

町では、安全確認に行ったが保護者が拒否し、会えない場合など、どのような対応をされますか。関係機関との連携を含め、答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

虐待通告があり、家庭訪問したが保護者に面会を拒否された場合の対応についてですが、町では、今のところ安否確認ができない事例はございません。通告を受けて家庭訪問に行く際には、まず対象児童の年齢から接触しやすい関係機関を考え、例えば保育園に通っている児童であれば、普段接している保育士に連絡をとり、一緒に訪問してもらうなどして、まずは面会できるようにし、その後の対応につなげるようにしてございます。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

現在のところ、町内小中学校で安否確認ができていないケースはございません。しかし、今までには家庭訪問をしても会えないこともございました。その場合には、児童相談所、学校、民生委員さん、社会福祉協議会、民生課、ふれあいルーム、教育委員会等の関係機関と連携し、粘り強く連絡をとったり、さまざまな角度からアプローチを行ったりしております。安否確認につきましては、まずは会える人が出会って状況を確認し、その後の対応や支援につなげてございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

和歌山県での児童虐待の通報件数が増加している背景には、虐待に対する関心度の高さも影響していると思います。虐待を受けたことが原因で、心に大きな傷を受け、苦しんでいる児童の支援を含め、虐待防止に取り組んでいただけるよう提言し、以上で一般質問を終了し

ます。

○議 長

以上で、松田君の一般質問は終わりました。

休憩します。

(休憩 13 時 36 分 再開 13 時 42 分)

○議 長

再開します。

13番 溝口君の一般質問を許可します。

溝口君の質問は一問一答形式です。通告質問時間は90分です。1つは、農業と農村地域の人口の今後の推移について、1つは、町が出す負担金、補助金のあり方についての2点を通告していただいております。

それでは、1番目の農業と農村地域の人口の今後の推移についての質問を許可いたします。

13番 溝口君(登壇)

○13 番

通告に従いまして、12月議会の一般質問をしたいと思っております。質問につきましては2項目についての質問となります。

それでは、早速まいります。1点目は農業と農村地域の人口の今後の推移についてでございます。

この項につきましては、先の9月議会でも一般質問をさせていただきました。そのときに、基本的な考え方を町当局から聞いたわけでありますが、そのときにもう少し議論をすればよかったかなと、そのように思っております。そこで、今回再度であります、一般質問をすることにいたしました。9月議会でも聞いたことも同じような内容も再度聞くことはあるかとは思いますが、その点につきましてはご了承のほどよろしくお願ひしたいと思います。

9月議会でも話がございました。これは皆さんが周知のとおりでございますけれども、第一次産業の農業を取り巻く情勢というものは、本当に厳しい状況であります。少子高齢化や担い手不足、こういうことが言われて久しい事項であります。このことにつきましては、白浜町であるとか和歌山県だけの問題ではございません。日本全国の地方の共通の課題であるかと思うわけでありまして、本当に取り巻く情勢は、先の9月議会でもそういったことにつきましては、町長のほうからも答弁がありました。その原因、なぜこういった農業の取り巻く状況が厳しい要因は何かといいましたら、そのときの答弁では、何といたっても農業収入の低さが一番の原因ではないのかと、そのような答弁であったかと思っております。小規模農家が多い当地方などには、まさに当てはまるのではないのかなと。ですから、和歌山県のような山下のところに集落が集まって、そういった小規模農家の集まりの地方については、やはりこれはもう何といたっても小規模農家でありますから農業収入が低いと、このことが一番ではないのか、そのように思うわけでありまして。

いま一度おさらいの意味で言いますが、これは白浜町での農業収入であります、9月議会での答弁では、白浜町の7割の農家が100万円以下の販売金額であると。販売金額でありますから、利益ではないんです。農業収入の販売金額100万円以下が白浜町の大体7割の農家がそうであると。それで、年間500万円以上、500万円といいましたらかなりですけれども、年間500万円以上の販売、これも販売です。販売している農家はわずか数パー

セントであると、そういった答弁でありました。販売金額100万円以下が7割の実態であると、そのような状況であります。ですから、販売金額が100万円、そういった利益率から考えましたら、3割、4割が経費であったとしても、50万円、60万円前後しか利益がないと。

私も8反、9反ほど、1町ほどの農地があるんですけども、どういうふうにやって今日まで育ててもらったのかなと、改めて本当に親に感謝する次第であります。

このような収入の実態であります。ですから、これは、もう少子高齢化とか、そしてまた担い手不足、こういったことが原因であると、そのように叫ばれておりますけども、担い手不足や高齢化が行われなくても、今の農業収入の今お示しした金額から考えたら、これはもう農業をする人材が出てくることもないということも本当に致し方ないかなと、そのように思うわけであります。

まず、最初に一番のポイントのことについて、基本的な考えを聞きますが、このときの答弁では、町としては何らかの大きな施策を講じなければ、こういった農業収入の低さを改善することはできないのではないのかなと、そのような答弁でありました。ですから、ここで3カ月がたって、そのときに聞けばよかったですのでありますが、しかし、どんな内容があるのかとか、そんな追及するような考え方は聞きませんので、何か大きな施策というのが、具体的にこうやというのがあればいいんですが、その点について、まず1点目について町当局の答弁を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○議 長

溝口議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

#### ○番 外（町 長）

溝口議員からは、先の9月定例会で今後の農業の実態、そして今後の白浜町の農業はどのようなようになっていくのかというご質問をいただきました。その際には、当町の農業の実態につきましては、近年の農業従事者の高齢化が進んでいることに加え、鳥獣による農作物への被害等もふえているなどの悪条件が重なり、非常に困難な経営状態となっており、今後も少子高齢化による労働人口の減少が予想される中、この傾向はますます強くなることが懸念されることから、何らかの大きな施策を講じなければこれを変えることは非常に難しいと、答弁させていただきました。

その施策として何か考えているかのご質問ですが、補助金や戸別所得補償のような農家への支援では根本解決とはなっておらず、これまでのやり方では農家の収入をふやすというのは非常に難しいと認識しています。

そのような中、最近では、農林漁業、いわゆる第一次産業の充実を図るには、生産と加工、販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進する農林漁業の6次産業化により、地域の活性化が図られたような事例をよく耳にするようになりました。6次産業化を図り、これまでの農業という仕事のイメージをがらりと変え、農業をビジネスとして成り立たせることにより、そこに働く労働者に安定した収入を与えることは、農業の魅力を高めるための有効な手段であると考えております。農業のビジネス化の実現に向けた施策を今後研究したいと考えているところでございます。

#### ○議 長

### 13番 溝口君（登壇）

#### ○13 番

今、町長のほうから答弁がありました。本当にそのような6次産業化ですか、それぐらいを考えて対応していけると、今現実の各一軒一軒ではよほどのヒット商品的な農作物が突如彗星のように現れん限りは、収入面では難しいと思います。

その点で検討するには十分値するだけの方針だとは思いますが、最初に言いましたように、特に和歌山県白浜町のような我々のところは小規模農家の集まりであります。後でもう一度戸数も言いますが、白浜町では340戸、350戸の農家があるわけです。そういった6次産業化的なことしようと思ったらこれが集合せんとあかんわけですよ。今町長が申しましたような答弁したような事業をするには、なかなか1軒では難しい。やはり地区単位でこうというような政策というか、そこまで踏み込んだ指導というか、そういった提言をして、地域ごとで進めていかなければならないと思いますので、その点についても今後十分検討していただいて、案としてでもいいのですけども、こうですよというのを、一度やはり、1年後でも、半年後でもいいんですけど、近いうちに、今町長が言うたようなことをまとめて提言をするのも、そうした農業従事者に対して、反対にひとつ自分らでも考えてくださいよと、そういった問題提起にはなるのではないのかなと思うわけがあります。

ですから、生き残ってくるのはこういった考え方であって、もう少し具体的な提案というか、何も提案をしたから必ずそのとおりにやるのだとかそういうのではないですが、考え方としてこうですよと、そこら辺を町長、半年後であるか1年後であるか、ある程度の長い期間を設けて、担当部局とともに考えて、一度発表すると、そういったことについてはどうですか。

#### ○議 長

番外 農林水産課長 古守君

#### ○番 外（農林水産課長）

今ご提言いただきました集落による農業と。実はこれは一般的に集落営農と呼ばれているわけなんですけど、以前ほかの議員さんからそのような質問もいただきまして、実は川添地区、市鹿野地区でそのような提案を農協と一緒に持っていたことがございました。その際は、やはりあそこは川添茶とかいろいろなものがほかのところにもないようなものがございますから、こういったところの後継者不足、それから田んぼがたくさんございますから、田んぼとあわせて集落としてそういった営農組織をできないか。そのメリットとしては、例えば機械が共通に使えるとか、それでお茶のところでは人が足らなければ農業部分で田んぼをやっている人がそちらの手伝いに行けるとか、いろんなメリットがありますということも説明をさせていただいたんです。その際はやはり理解が得られなかったというのが現実です。

その1つの原因としましては、やっぱり機械を自分のものを持ちたいというふうなことのもののところが、多分あのときに一番の原因でそのままということで、ここ最近になりましたら、川添茶の関係が農協も中心になって、協力のもと法人化を目指していくということになっていきますので、その話は今現在断ち消えというふうな格好になってございます。

このような話というのは、当然いろんなところで活用ができていけるというふうに考えてございますので、そこは今後、臨機応変に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

#### ○議 長

### 13番 溝口君（登壇）

#### ○13 番

今課長のほうから1つの事例を発表していただきました。

そういった形を、川添地区だけではなく、富田平野、富田地区の例えば北富田であるとか栄であるとか、そういった地区にも一度考えて、こういうふうな形で地区として、もう一遍大規模な集合をして、1つの農作物というか、そうした事業をしてとか、そこら辺、また提案を、考え方としたらこういった形が生き残っていくにはと、そういったことを行政として一度鋭意研究をして、提案してもらえたらなど、そのように思うわけでありませう。

そして、今1つの事例を質問しましたが、ここで私も素人ながら、1つの思いがあるんです。農業収入を上げるということは、こういった農作物の販売での一定の利益が出る仕組みというんですか、農作物のまとまった量の販売先の確保とか、そういったことを、行政だけが考えるというわけではありませんが、一度ある程度考えて、今現在やられている農家の方にもこういった考え方で確保したらもっと農業収入的に上がるのではないかと、相談したらどうかと思うわけですね。

今までの従来の相談相手ともしましたら、農協であるとか県であるとかが一般的であったと思うんですけども、ここで実現可能かどうかわかりませんが、幸い白浜町では今IT関連の会社に多く入っていただいております。このIT関連の世界の横の連絡網というか、同業者の方での情報のやりとり、こういった形のIT関係の会社の方に、今この白浜町に入ってもらってらっしゃる方がその分野にたけているかどうかは私にはわかりませんが、わからないとしても、例えば農作物の農業についての提言というか、いろんな調査をやっているIT関係のそういったのを1つの事業として取り組んでいるような、そういった会社を一度紹介なりしていただいて、この小規模農家の集まりのようなこの地方での農業が今後生き残っていくとしたら、今先ほど町長と課長が言ったように、1つの事例を挙げながら、提案というか、提言をしてもらえんかと。このIT時代の最先端のIT関係の会社に一度協力依頼するか、また費用が発生しても私は致し方ないと思うんですけども、そういった形で話を、農作物、農業関係の将来についての構築というか、そういった企画というか、提案については難しいですかと、相談に乗ってもらえませんか、一度話をされてはどうかと思うんですけど、この点については町長、基本的な考え方はどうですか。

#### ○議長

番外 農林水産課長 古守君

#### ○番外（農林水産課長）

農作物の販売などのルート確保、これはやはり非常にこれが成功すればほぼその産業自体が成功するというように考えてございますが、やはり先ほどから申し上げているように、小規模な農家の集まりでございませう。ですから、生産、それから需要と供給、この中で今までも学校給食とか、ホテル、旅館への地産地消の関係のお話も、県、農協も入っていただいていたんですが、需要、欲しい側はこれだけ欲しい。それではこれだけ与える側は出せませうかということになると、安定しない。それぞれの農家ではとてもじゃないけど無理だというふうな結論が、今までも何回も繰り返してまいりました。現に私が担当してからも、実際そのような話もさせていただいたんですが、ちょっと今はなかなか進まないよというふうな状況でございませう。

それで、IT企業の方を通じての販路拡大の話なんですけど、実際私どもも農業のほうではそのような話はさせていただいてはいないんですが、漁業関係の水産の流通促進をやってございますから、そのような中で、いろんな企業とお話することがございます。それぞれの企業は、やはりその関連の会社のほうでそういったネット販売とかをされているところが結構多いものですから、一度そういったところで、一例で申し上げますと、トウモロコシが時期で物すごく流通する、人気があるのだったら、そういったことをどうやったら出せていけるかとか、その辺のことも一度相談させていただいたらと思っております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今課長から、1つの可能性というか、方向性を、そういった方向性が正しいか正しくないかは別として、方向性を示していただいたら、これは今現在の小規模農家の集まりでは、我々個人ではとてもやないけどやることは難しいと。そこで、それだったら1つわかるわけですね。それだったら、ある程度農地を持っている者同士の自分らで、農業法人になるか、共同でこういう形でもしやって、こういう農作物がある程度まとまったらこれだけの売り上げをすることができる。そこで、反対にまた事業者のほうも自分らで考えるわけです。生き残るにはこういう形だったら、ある程度のロットとかこういった作物の製品化だったらいけますよと、これだけの収入がある程度見込めますよと、売り上げが見込めますよと。

しかし、個人ではこれはとてもやないけど無理やとなったら、その先は自分らで農地を持つてる者同士が、そしたらひとつやれへんかとかいうので、またそれが1つの小さい前進かもわかりませんが、現実を理解するわけですから、現実を肌身でわかるわけですね。

そういった提言の仕方を、やはり町なり行政が話をしていくべきではないのかなと。口で少子高齢化、農業対策と言うても、現実的にこういう形の道しか生き残っていきませんよと。それやったら今の白浜町では個別の小規模ばかりの集まりであるからとなつて、少なくなつてきている農家自体が初めてわかるわけです。このままだったらとても無理やと、生き残っていくのだったらこうやと、1つの可能性が発見できるわけですね。そういった指導をしていただきたいと思うわけです。

ですから、このIT関係でひとつ提案を、この地方の農業について再生にはこういう形の考え方でいいから、今入っていただいているところが難しかったら、どこか知り合いとか同業他社のそのところで、そういった仕事内容を扱っているところはないかと、一応相談をして提案をしてみてください。私も大変興味があるんです。

それと、今農作物ですが、これはこの前も聞きましたが、白浜町の農業の実態についての、どれぐらいの件数、これについて一度質問をいたしますが、先の9月議会で白浜町の農家数が340戸であると、そのようなことであつたと思います。違う質問では、町内に10アール、10アールといいましたら1反のことですけども、1反といいましたら300坪です。300坪以上の農地を所有している方は1,741名であると、そのような答弁であつたと思うんですが、そのときに質問すればよかつたんですが、聞きもらしたんですが、農家数が340戸であると。しかし、農地を300坪以上持っている方が1,741名であると、こういうような数字の違いがあるんですけど、このことについていま一度説明してもらえませんか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

農家数340戸というのは、2015年農林業センサスの数字でございます。これは経営耕地面積が10アール以上の農家、農業を営む世帯または農産物販売金額が15万円以上ある世帯、世帯の数でございます。一方、町内に10アール以上の農地を所有している1,741名というのは、農業振興地域整備計画の見直し作業におけるアンケート調査での数字でございます。

これは、農家としての世帯数と所有している人数ということの差、それから所有していても他人に貸して農業を営んでないというような場合は、この農家数の340戸の中には入ってございませんから、そのようなことから、このような数字の違いとなっているものでございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

世帯ですから、実質これやったら両方の数字が正しくて、簡単にわかりやすく言ったら、白浜町では農家数が340戸であると。このことについては、この数字については間違いはないということですね。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これは2015年の農林業センサスの数字でございますから、ちょっと今になったらもう少し減っているかもしれません。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

数年がたてば若干の数字の移動がございます。それは結構であります。

今、白浜町の農家数が340戸あるわけであります。

いま1つ整理をいたしますが、白浜町の340戸のうち農作物の販売をしている農家は290戸であると、そのように9月議会で答弁をしております。

ですから、単純に、農家数が白浜町は340戸ほどあって、販売をして販売額がある、多分当町でしたら7割以上が販売の品目は米であると、そのようなことであつたと思いますが、340戸で290戸があると。残りの50戸というのが、農地を持っているが農業から退いた件数で、白浜町では兼業農家も含めて290戸であると、そのように判断をするんですけども、そういった判断でいいのかというのがあります。

それでもう1つが、農作物の販売額の調査はどのように調べられたのかなと思うんですけども、例えば基本、お米の場合でしたら農協さんを買ってもらうとかだったら数字をカウントできるんですが、お米農家さんによっても、農協さんを通さずに直接消費者に毎年買っている。その数字というのは入っているのか、そこら辺アンケートをして金額の大小は別として販売金額があるというふうな調査でのこの戸数なのか、そういった点について



はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この農家数290戸は販売額がある農家ということなのですが、これも農林業センサスの数字なんです。その定義といたしましては、経営耕地面積が30アールです。それか、もしくは年間50万円以上ですから、例えば30万円程度のやつはこの290戸の中には含まれないんです。ですから、そのような農家が340戸から290戸を引いた50戸というふうな格好で出てまいります。要は、面積が30アールと10アールの差、それから販売金額が50万円と10万円の差、この差額の間には当てはまっている部分が50戸あるというふうなことでございます。

それで、当然その数字の積み上げ方としましては、統計の調査票がいきまして、そこに販売金額が幾らありますかという書き方をしますので、自家消費の分は恐らくその中には入っていないのかなということで、理解してございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

わかりました。そうしましたら白浜町では基本的に340戸の農家さんというか、農地を持っている方があって、それで専業、兼業の農家数は290戸であると、こういった数字につきましては、ほぼある程度正確であると、そういう認識でよろしいんですね。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そのとおりでございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

わかりました。これではっきりとしました。白浜町で農家というか、専業、兼業農家は290戸前後であるということがこれではっきりしたわけであります。

ですから、ここで340戸の方がそういった農地を持っておるわけですが、前にも言いましたが、それではこの先どういうふうと考えてらっしゃるか。ですから専業農家でまだ後継者がいる家、いない家、これから先どうなるかによって将来的な白浜町の農業というか、農業イコール農地がどうなっていくかということなんですけれども、その点についていま一度確認をしたいんです。確認と、やはりこうすべきでないかという質問をいたします。

今私が言いましたように、この340戸の農家の方、農地を持ってらっしゃる方が、将来どのように農業について考えているのかといったことであります。先の9月議会でも、農地を所有している方々に、今現在農業をしている、していないとか、そういった形の質問、アンケートをしたらどうですかと。それでまた、田畑を貸しているのかとか、耕作放棄地になっているのかと、そういった複数の質問の調査をすべきではないのかと言いましたら、今現在、農業振興地域整備計画のそういった見直しの中でアンケート調査に項目もありますと、

そのような答弁だったと思います。しかし、そのときの答弁では、後継者の有無は聞いていないが、ほかの関連の項目で聞いているので、まあというような答弁だったんです。

戸数ははっきりとわかっているわけですが、白浜町の農地を所有している方が、若干の数字の移動はありますが、もうお持ちになっている方も340戸という数字がはっきりと把握できるわけですが。この340戸のうち専業、兼業農家の方が290戸前後あるわけですが。この方についてもはっきりと行政としては把握ができるわけでありまして。

ですから、農業振興地域整備計画のアンケートもあろうかと思うんですが、いま一度聞けてない項目、例えば、後継者がいる、いないとか、それで、どういうふうに考えているのか。私はこの農業振興地域整備計画のアンケートの項目というのを承知してないので、承知をしておけばもう少し突っ込んだ質問ができたのかなと、聞くことができたのかなと思うんですけども、今やられているこの中で、本当に今農地を持ってらっしゃる340戸、それで専業、兼業を合わせた290戸の方が今後5年、10年後に私のところはこうなっていく、こうなるとか、こうですとかということが、今現在のアンケート調査の中でまとめることができるんですか。その点についてどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確かにおっしゃるように、私どものアンケート調査の中には、そのような後継者の有無というのは聞いてございません。ただ、そのような数字をどこからということになりますと、先ほどから申し上げております農林業センサスの中に、実はそのような数字が出てございまして、例えば白浜町全体で兼業農家、専業農家と分かれるわけなんですけど、専業農家に対しては、男子の生産年齢がいるかいないかというのを聞いてございます。これは、要は後継者的に働いている男子、男の方がおられるかということなんですけど、これは専業農家数がその当時158戸に対しまして37戸が男子の生産年齢がいます。それから、女子の方がいるというのが40戸ということになるんですけど、この結果を見ても、専業農家の全てが後継者が確保できているということではございません。

それと、兼業農家にまいりますと、第1種兼業農家、第2種兼業農家ということで、兼業農家数182戸のうち、第1種が29戸、第2種が153戸、この1種と2種の違いというのは、農業所得のほうが兼業のほかの所得より多い場合が第1種、それから兼業のほかの業種のほうが農業より多い場合が第2種でございまして。その153戸がほかの業種のほうが多い、182戸のうち153戸がやはりほかのところが多いということになりますと、このような方々が後継者として育つかどうかということになりますと、非常に疑問なところがございまして。

それで、アンケート調査の中にも、耕作放棄をしている理由の3番目に、後継者がいないというのが原因として出てきてございます。ですから、このようなことから、後継者がいないということは十分把握できているということではございますので、将来予測をする上では、やはり90%の人が85%の人が、ということになるとやはりそうなるんですけど、おおむねは後継者がいないということではございますので、将来予測の上では大きな影響があるというふうには考えてございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今課長に細かく説明をしていただきましたが、私は承知をしてないので、余り細かいことを言われても、いまいちですけど、要は今やられている農業振興地域整備計画の中でのアンケートの中では、白浜町の将来について、土地の所有者の方の考えていることというか、将来予測についてははっきりと集約することができるということによろしいんですね。できる、できんで言うたらできるんですね。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そのように考えております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

そしたら、一度私も発表していただきたいと思うんですけど、この農業振興地域整備計画のまとめというんですか、これについては、いつぐらいにできる予定になっているんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この見直し作業に昨年度からかかっているわけなんですけど、県との事前協議を現在終えまして、本日1カ月の縦覧期限がちょうど終わる日になります。それで、あすから15日の異議申し立て期間を経まして、それが終わりましたら、速やかに県に対しまして本申請を行います。その同意を得ることにより、作業は完了することになるんですが、既に事前協議を終えてございますので、1月中には計画が策定できる見込みということで取り組んでございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

そしたら、昨年からやられとったわけですから、その1年間のそういった取りまとめが白浜町の将来的な農業的予測が多分こうなるであろうという数字も発表されるということでもありますので、一応来年の1月、2月でも、できたら白浜町の大事な1つの事柄でありますので、全員協議会等で一度説明をする場を設定してもらえたらと思うわけでありまして。

これも聞きますが、この農業振興地域整備計画ということですから、白浜町には農業振興地域とそうでない地域の農地があります。この言葉から言えば、農業振興地域に指定された農地の所有者の方の聞き取り調査なのか、一応言葉上では農業振興地域となっていますが、農業振興地域に指定されていない地域の農地についても、ですから農地全般について全てをひっくるめた調査になっているんですか。どちらですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

農業振興地域というのは、あくまで白浜町内でどこを農業振興地域であるかということでございます。ほぼ昭和43年当初に定められたと思うんですが、そのときに皆さん、いろんなヒアリングなり何なりをしまして、まず一旦地域を決めてございます。その後、農地転用をしてはずれたりとか、そういうことを繰り返してしてきてるんですが、今回についても、やはり今の地域が、農業振興地域が正しいかということも把握する必要がございますので、農地の状況、それからどこに農地があるとかを踏まえまして、一応1,741名のアンケートというのは、振興地域のほかであるとかないとか、内側であるとかは関係なしに、要は農地を持っているということです。ただ、その農業振興地域に入らない地域に10アール以上の農地がどの程度あるかといいますと、ないところが非常に多いかと思っておりますので、そういった意味では、ひょっとしたらその議員のおっしゃる部分とはずれているところはあるとは思いますが、白浜町全体の中のそういった計画であるということでご理解いただけたらと思います。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

昨年から調査をされて、もうほとんど来年でき上がるという、発表ができますというこの農業振興地域整備計画は、これは今後行政が考えるのに本当に大切な基礎資料と私はなると思うんです。農地を持ってらっしゃる方の考え方とか件数であるとか、ほとんど集約されておるわけですから、この資料を十分に生かして、先ほどから話がありましたけど、こういった提言をされたらどうですかとかいう話の中に織り込んで、行政として将来予測を十分に考えて立てて、発表すべきであると思うわけでありまして。この農業振興地域整備計画をまとめて、縦覧、閲覧ですか、来年1月ごろになるというんですけれども、私が今1つ言いましたけれども、この整備計画を町として具体的にどのように活用しようというふうに考えているのか、その点について基本的な考え方でいいですから、教えてください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

農業振興地域整備計画、これで定める事項というのは、農業振興地域の整備に関する法律第8条というところに規定されてございまして、具体的には農用地の利用計画とか農業生産基盤の整備開発計画とかさまざまなのがございまして。ただ、これというのは、先ほどからこれから活用するというふうなものということで議員のほうはご理解されていると思うんですが、そうではなしに、現状に合わせて今後10年間、既にその中にどんなことをしているかというのは盛り込まれているわけです。ですから、ただ残念ながらここ10年間で白浜町の計画として、例えば圃場整備があるとか、大規模な共同施設をつくるというふうなものがあるのであれば、もう既にこの計画の中に入っているわけなんです。

ですから、現状ではただそういったものがございませぬので、予算説明の中でも当初はふれさせていただいてると思うんですが、今回の見直しというのは、あくまでも合併前のそれぞれの旧町で作成されているものという元がございまして。これはおおむね10年間の計画を定めるものですから、白浜町ではそれが定められたのが平成9年、ですから10年で言うたらもう平成19年で切れるわけです。それで、日置川町も平成15年なので、平成25年で

その期限が切れてまいります。そういったことに加えまして、高速道路の南進、それから圃場整備をその間に何回かやられたり、日置川地域では国営土地改良事業、いわゆるパイロット事業といったものもやられてございますが、そういったものが現在の現状である整備計画の中には中身に入ってきてないんです。ですからこういったものを盛り込みまして、それにあわせて現在の農用地区域の範囲を見直すこと、例えば高速道路で三角地で残ったようなところは、実際農地転用とかができないんです。それで、農地転用することの理由の中に該当はせずに、宙ぶらりんになって残っているというふうな土地も幾つかございますので、そういったところの支障も含めまして、今現在、見直し作業の中で整理をしたということでございます。

ですから、今後例えば圃場整備とかいろいろなことを定めるのでやっていくということであれば、これに書いているからやっていくのではなしに、逆にそういった施策をつくってそういった中身を変えていくと、見直していくというふうな中身になりますので、そういったことで、今後先での活用につながるというふうなものではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

## ○議 長

13番 溝口君（登壇）

## ○13 番

課長はそんな活用につながるものではないと言いますが、活用につながらんものだったらやってもやらんでも一緒のことです。

私が今申し上げたいのは、この中で農地を持ってらっしゃる方の考え方も埋まっているわけでしょう。将来的にどんなになっているのか、後継ぎの方がいらっしゃるのですから始まって、伺っているわけでしょう。それを把握できること自体が物すごいはっきりと、重要な資料というか、そういった形になるんじゃないですか。ですから、そういう形の使い方もできるのやから、それを大事に行政として発信する1つの基礎となる資料になるのではないんですかということを行っているんですよ。資料になるじゃないですか。340人の土地を持ってらっしゃる方が、将来うちところには既に後継ぎがないから人に貸してるから始まって、今はかろうじてやってるけど、将来うちのところは後継ぎがないからどうなるかわからんとか、そういった所有者の方の考え方というか、数字がはっきりと分析できるわけでしょう。ですから、その数字をもとに、白浜町の農業の今後をこういうふうな形でないと、課長が最初に言うたように、集約的にもう少し集合してのそういった形でないと、戸別の今のスタイルではなかなか大変難しいと考えられると、そのように話があったじゃないですか。ですから、そういった基礎になる大事な資料やから、それを構築して、資料をもとに考えて発表して発言というか、提言をしてあげてくださいよということを行っているわけです。

次にいきますよ。それですから、課長、1つにはそういった形ではないと、計画はあれですけども、考え方によったら各土地を持っていらっしゃる方の将来的な考え方が詰まっている貴重な資料になつとるんですから、そこら辺を十分考えて進めていってほしいと思うわけでありませう。

そしていま1つは、これは9月に言いました農村地域の人口増となる施策は何かあるかと、私が聞いたわけでありませう。常々言うんですけども、人口増となる施策、人口をふやすとなれば、当然そこに住んでもらわなければならないわけです。住んでもらうとなれば、そこに

住む、アパートを建てるとか住宅を建てる、そういった土地が必要になってくるわけです。しかし、今言いましたように、農業振興地域、特に優良農地というのはそういった形、その地域の圃場整備をしたようなそんな地域であります。圃場整備をした地域の農地については優良農地ということで、不特定多数の方への農地転用をして販売をしたいのやということは一切できないということになっております。それは先の9月議会でもそういった答弁であります。これは法律でありますから、どうしようもないです。

しからは、例えば北富田地域、富田地域はほとんど圃場整備をしている地域のほうが多いです。この圃場整備をしているところが多い地域の農地は、人口をふやすということは、つまり今言いましたように住んでもらう、そういった土地を提供することはできない。唯一できるのは、自分の子どもとかがUターンで戻ってきて、同居というわけにはいかないからここを少し埋め立てて家を建てたいのやと、そういうような転用はできるわけですけども、不特定多数のある工務店さんに、もうこの土地は要らんから土地ももう農業をせんから農地転用をして、販売してそこにまた建て売りの用地としてということは一切できないわけです。そしたら、そういった地域について、どんな施策が考えられるんですかということでもあります。

そのとき町長は、UターンやIターンを図っていくと。ですけど、例えばIターン、Uターンがあったとしても年間1件あるか2件あるかと、そういった細々とした形であると思うわけであります。

そこで私が言いたいのは、農地法という法律がある以上、これは致し方ないわけですが、そのこの地域の方々に、ここの地域は農業振興地域で優良農地の圃場整備をしたから、いくらもう最後に後継ぎがなくてもそういった田んぼを処分するのに、この後農地で買ってくれる人を探すだけ探したが、もうそういった人はおらんと。しかし、そういった形で処分したいと、そうなったら、農地転用をして、不特定多数の工務店か不動産屋に販売するしかないというようなことになっても、そういったことはできませんよというそこら辺の説明は、現在、白浜町としてそういった該当する地域の方々はそこら辺を把握されているかということなんですけども、そういったことについて基本的にどう思われますか。もう把握されていると思っただけですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この農業振興地域の優良農地、それから特に圃場整備を行った農地の農地転用につきましては、ご指摘のようにいろんな規制がかかってございますので、非常に難しいというふうなことでございます。このことを地域に説明しているかどうかということではございますが、通常いろんな町行政の情報を町広報やホームページでお知らせはさせていただいているんですが、この件について周知をしているかということになりましたら、そのような周知はしてございません。ただ、圃場整備事業とかそういったものを行う際には十分説明をさせていただいて、地域の方もご承知であるとは思ってございます。

ただし、圃場整備事業の解釈といいますか、その辺が昔と今とでは若干ずれている部分もございまして、そういったものは逆に、町もそういったことで昔のはそれはそれで正しいと信じてございましたから、実際にいろんな会計検査の中で指摘されたりとか、具体的に言

いますと10年たったら農地転用ができるということなんですが、そういったところについては解釈が誤っているというようなことがございまして、今の時点になって、何やそうやったんやということでご迷惑をかけることは多々出てきているという現状はあるということは認識してございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

そのとおりなんです。昔、30年前、40年前ですか、そのときだったらそのときの法律では、圃場整備事業をして10年間は転売することはできませんよと。しかし10年が補助金の返還なんですけども、補助金の返還期間の10年を過ぎて、もし経済的に困った場合、そういった農地転用をして宅地化して、それで販売することができますよと、そのほうが資産的な価値が出るから圃場整備をすべきという形で進めてきたわけです。しかし、法律が変わり変わって、今課長が言ったように、農業振興地域の圃場整備したところは優良農地としても農地以外は一切認めることはできないと、そのような法律に変わってきているわけです。ですから、昔圃場整備をした、その地区の方はもう大概高齢になっていらっしゃる方が大半であります。昔の法律しか説明を受けてないわけですから、いつでも農地転用はできると思ってる人もいっぱい現実的におるんです。しかし、今の法律の中では、農地法の中ではそれは認められないということなんです。

しかし、この農業が衰退している中で、農地の担い手がなくて自分ところの田んぼも人に、誰かお願いやからつくってくれというような時代で、農地で買ってくれる人がおるかということなんです。おるわけがない。常識的に言えばあり得ないぐらいの数字しか出ないと思う。農地を持つての方が、自分ところは後継者もない。自分ところの田んぼは誰かにつくってもらっている時代に、それを農地で買ってくれる人を探せというてもそんな該当する人もおらんし、当然また農地は誰でも買うことができないわけでありまして。3反以上持ってなかったらできんかったのかな。そういうような状況ですから、大変難しいわけです。ですから、そういうようなことから考えたら、これは何も白浜町が悪いと言うてるのと違うんですよ、現実的に狭いこの白浜町内でも、具体的にそういった人口増の政策を打ち出せる地域と、私が今説明したように、そういった農業振興地域の優良農地の地域が政策的にすることができない地域とに白浜町でも2つに分けられるというそういった現実があるということをお私はいいたいんですが、そこをやはり地域の方に、もう一度、やはり説明というか、周知をしてもらわんと、私も米づくりをやってますけど、いや我々のところはこうですか、あなたとこのここはできないんですよとか説明は聞かれたらしてるんですが、行政としても今現在の農地法ではこのような状況ですというのを、やはりそこら辺の周知はすべきであると思うんですが、その点についてはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確かにその辺につきましては、今回農業振興地域の見直しがされますので、それを何らかの形で見直しされましたということでお知らせする機会がございまして。そこにはやはり農用地というのがあって、その農用地というのはこんなものである。非常に転用が難しいとい

うふうなことをその中で説明できたらと思っております。

それと、先ほど法律が変わって10年ということの、転用の法律が変わってということと言われたと思うんですが、法律が変わって、10年というのが変わってきたのではなしに、法解釈が誤っていたものがちょっとおかしいよということで、近年ではそれができなくなってきたということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

白浜町のこういった状況下で第一次産業の農業もやっていかなければならない。しかし、少子高齢化の波は来るは、担い手不足、農業収入の低さであるとか、さまざまな中でもそういった形で農地を維持しなければならない、そういった方々の立場になっても、これは大変なんですよ。その中で、少しでも農業収入がふえるような施策、提言を、冒頭から話したようなことに一度取り組んで、提言を行政としてもしてもらいたいと思うわけでありまして。先ほど冒頭から言った2つ、3つについて、半年後であっても1年後であっても結構ですから、一度行政として提案というか、提言をするという形の話をしていただきたいのですが、その点につきましては、基本的にどうですか。半年後、1年後でも結構なんですけども、行政として白浜町の農業をこうしたら何とか再生できますよとか、収入がふえる案としてはこういう形がありますよと、そこら辺を一度取りまとめて発表してはどうかと思うんですけども、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今溝口議員から、特に農村地域の人口減少というのは著しいということもあって、これは非常に我々としましても町当局としましても、農業だけじゃないんですけども、第一次産業の衰退とそれから後継者不足をどのようにして具体的に今後取り組んでいくかということは、先ほども申し上げましたように、特に6次産業化や魅力を高めるための農業のビジネス化の実現に向けた施策を今後研究してまいりたいというふうにお答えさせていただきましたので、これも踏まえて、担当課を中心に、あるいは農業委員会もごさいますし、いろんな組織、JAさんもごさいますので、そのあたりとも連携をしながら、今後、一定の方向性が出せるように提案をしてまいりたいというふうに思っております。

非常にきょうは貴重なご意見をいただきましたので、私どももやはり提案、提言をしていくのが今後、町の特に第一次産業の進展に対する発展につながっていくのではないかなというふうに思っていますので、なかなか厳しい側面はございますけれども、今後取り組みを深めてまいりたいというふうに思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

一応具体的などうやっていくかということ、担当課の今の案についてご説明をさせていただきます。

○議 長



13番 溝口君（登壇）

○13 番

もういいです。そういった考え方があったとし、これは聞いてもそんなことなかなか簡単に実現できへんとか、そういったことでもいいんです。あくまで可能性ですから。可能性で、やっぱり衰退をしていっているのはわかっているわけですから、だから今後、こういった小規模農家の集まりのようなそうした地域の農家というか、農業は、こういう考え方を持っていかなとこれはどうすることもできないと。しかし、それをやろうと思ったらいろいろな課題があり過ぎるから難しいということでもいいんです。1つそうした形を住民に知らせてもらえたらと、そこでまた住民は住民で考えるわけですから、その点については半年後、1年後でも結構ですから、発表をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1点目の質問については終わりたいと思います。

○議 長

以上で、農業と農村地域の人口の今後の推移についての質問は終わりました。次に2点目の町が出す負担金、補助金のあり方についての質問を許可します。

13番 溝口君（登壇）

○13 番

それでは、2点目の町が出す負担金、補助金のあり方についてであります。こちらの質問につきましては6月議会で一般質問をいたしました。そのときには最後のほうに時間が足りなくて、走り走りでございましたので、もう一度質問をすることにいたしました。そこでまず、あと残り時間は30分ちょっとでありますから、急ぎます。

負担金の考え方については結構だと思いますけれども、主に補助金のあり方について聞きますが、町が補助金を出していると。補助金を受けている団体等の決算書などは向こうの総会が終わって、当然補助金を出している町などの行政には決算書が届くと思うわけですが、これらの決算書を、一般の方も請求をすれば受け取ることができるのかどうかについて、まず聞きたいと思います。

○議 長

溝口議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

団体等の運営に対する負担金又は補助金を交付しているものにつきましては、白浜町補助金等交付規則などに基づく実績報告として、その団体等の決算書の提出を求めていますので、情報公開請求をしていただければそのルールにのっとりまして、どなたでも受け取ることができます。この決算書は議員の皆様には毎年度の決算審査を行っていただく際に、各課からの資料の中で補助金団体等決算書として提出させていただいているものでございます。

なお、個別の事業に対する負担金または補助金を交付している場合は、その交付の対象となった事業に限った決算額を実績報告としていただくこととなります。したがって、このような場合には、その団体の決算書を提出いただく必要はございませんので、全ての負担金及び補助金を交付している団体の決算書ということになりますと、お渡しすることができない団体等の場合もございますので、この点をご理解をいただきたいと思ひます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

こういった補助金、負担金の項目というか、支出先も10や20とかそういうふうな数字ではございませんので、1つ絞って言います。1つにつきましては1,000万円以上補助金を出している、この補助金には意味合い的には助成金も含むということで話をしますが、こういった団体について質問したいと思います。

6月議会のときもそうだったと思いますが、町が1,000万円以上出している補助金の1つに、今白浜町が調査をしておりますけども、和歌山南漁業協同組合がそうだと思うわけですが、現在ご承知のとおり、組合が依頼をいたしました第三者委員会から報告があったと。その報告をもとに現在担当課がまだ内容について調査をしているところでありまして、そして、このことにつきましては、まだ調査が終わってないとのことでありまして、話を聞いてますと、あともう少しということだと思っておりますが、町としてはこの今の調査はいつごろまでを目標としているか、その点についてはどうですか。基本的な考え方でいいんですが。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

和歌山南漁業協同組合における補助金問題につきましては、町としてきちんとした調査を行い、改めて組合へ適切な対応を求める方針で鋭意取り組んでいるところでございます。本年4月20日の発覚から間もなく9カ月を迎え、大変ご心配をおかけしておりますことを、改めておわび申し上げます。ご質問の調査の日程といいますか、めど等につきましては、農林水産課長から答弁をさせていただきます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず現在までの調査状況について、ご報告させていただきます。

組合の第三者委員会の意見書が8月7日に提出されました。これを受けて、まず意見書に記載されている金額の根拠とされる書類を確認させていただきました。そして、これらの事業に関する関係者である漁協の役職員、放流事業従事者、町の担当者などを対象とした確認調査を行っています。

この確認調査はことし中に、今年末には完了する見込みでございますが、何分個々の曖昧な記憶による内容もございますから、当然新たに確認しなければならない事項もふえてまいりますので、厳密にいつごろまでというふうな質問に対し明確にお答えすることはなかなか難しいのですが、1月中には全ての確認作業を終えたいと思っております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

なぜこの質問をするかといいましたら、この12月議会中に議会の決算特別委員会が昨年度の決算について委員会報告しなければなりません。そういうことで、議会としても判断をしなければならないわけでありまして、地方紙には隣の田辺市でも話がございまして、議会の



助制度のあり方、それらを取り扱う職員の意識など、交付する町側にもあるかと思しますので、これらの課題を踏まえた上で、きちんとした事業を行えるよう、改めていく所存でございますので、議員におかれましても引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

13番 溝口君（登壇）

○13番

この問題につきましては、そういった考え方であたってもらいたいと思います。

もう1つこの補助金については、観光関連についての補助金であります。

このことにつきましては、6月議会でも質問等をいたしました。団体としましては白浜観光協会がございます。そして、立ち上げ中でありまして、正式登録を目指して今やっておりますが、もう1つはDMO白浜がございますが、6月にも聞きましたが、白浜観光協会に幾ら、そしてまたDMO白浜に今年度はどれぐらいの補助金を出しているのか、いま一度確認をしたいと思っております。どうですか。

○議長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

ただいま溝口議員より観光協会等への補助金についてのご質問をいただきました。

今年度の予算としまして、白浜観光協会には事業補助金が4,530万円、花火大会等への特別補助金が1,100万円、椿温泉観光協会には事業補助金のみで390万円、日置川観光協会も同じく事業補助金のみで160万円となっています。3つの観光協会への事業補助金の合計は5,080万円です。南紀白浜観光局DMOのほうには国の地方推進交付金を含め4,300万円となっています。

○議長

13番 溝口君（登壇）

○13番

2つ合わせましたら大台の1億円近くになってくるわけでありまして。

白浜町は観光産業の発展なくして白浜の発展はないということは、これは本当に多くの町民の皆さんの認識でありますけれども、その中で、前にも言いましたが、同じような団体、観光協会、そしてDMO白浜の2つの組織があるわけですが、今DMO白浜は正式な登録に向けての活動中というか、準備中でありまして、はたから見てというか、遠巻きから見ていたら、この2つの団体がばらばらに活動しては効率も悪いし、1つの白浜町の観光産業の発展という形にも成果も上がらないと判断するわけでありまして、やはり組織2つそれぞれが切磋琢磨というんですか、あるわけですが、やはり同じような観光産業を引っ張っていくのに、どちらかがリードしていかなければと、そのように私は判断をするんです。

今現在の白浜町の観光協会、そしてまたDMO白浜の団体の中身を考えたときには、これは個人的な考え方になりますが、私はDMO白浜が観光協会をリードして行って、そこで歩調を合わせてこうした形の白浜町の観光産業の発展へというふうな考え方をするんです。

この辺についての町の考え方は、当然行政外の任意の団体さんのことの評価というか、こうすべきというのはなかなか発しにくいとは思いますが、観光産業は白浜町の行政にとっても白浜町全体にとっても本当に重要だと、運命をにぎる産業でありますから、これ

はやはり町としても任意の団体であるから判断をするのはちょっと控えさせてくれというのでは、通らんのではないかなと思うんです。今言いましたような基本的な考え方は、どっちがリードしていくべきか、その辺についてはどうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

溝口議員のご指摘のとおり、観光局と観光協会の連携なくして成果も上がらないと考えています。また、今回のDMO白浜から南紀白浜観光局への立ち上げは、観光協会を含む経済団体等は、観光局が白浜町の観光の中心となるための団体設立であるという認識をしていますので、観光局が白浜町の観光振興、地域振興の施策をしっかりと考え、それを各団体に示していけるよう、リーダーシップをとらなければならないと考えています。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13番

やはり、そういったことで今後はDMO白浜が引っ張っていくべきであると。

しからは、先に観光協会があるわけですが、今まで長年というか、もうそれこそ何十年どころではない本当に長い間の白浜町の観光行政というか、そういった行事ごとを引っ張って来てくれたわけであります。その現在の白浜観光協会が、長い間行政とともに活動してきたわけでありますが、白浜町として現在の観光協会に対しては、働きが十分であったと評価されているのか、そこら辺について、行政として観光協会についての認識というか、言いにくかったら違う表現でも結構であります、その点についてはどうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

長年白浜観光協会と町は力を合わせ、観光客の誘致、観光振興に取り組んできたわけでありますので、十分評価はしているところです。ここ数年は、協会の運営や既存イベントの取り組み方などに対して多方面からいろいろ厳しい意見も出ているところでもありますので、それらについては行政として改善をしていくよう、今後も協議していきたいと考えています。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13番

冒頭、こういった団体についての決算書は請求することはできるのかと質問をしました。例えば去年度の協会の決算書はそういった形で請求すれば手にすることができるんですか。個別なんですけど、ちょっと教えてください。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

議員のおっしゃるとおり、申請していただければ公開することはできます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

所管の委員会でDMO関係であるとか観光協会の活動の委員会視察を行ってきました。1つは福井県敦賀市の観光協会に行きましたら、そんなに詳しくはないんですけども決算書を拝見することができまして、資料として提出していただきました。あちらさんでもいろんな花火大会であるとか何とかであるとかイベントをされてるんですね。そういった収支計画をちゃんと皆、そこで報告されているんですよ。そして、私はまだこの観光協会のこういった決算書はまだ一度も拝見したことがないんですけども、今現在白浜観光協会の決算書は、観光協会でもいろんな行事というか、イベントが開催されてると思うんですが、各イベントの収支計算というか、そういった点も表記されているんですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員ご指摘のとおり、イベント費というのがありまして、そのイベントの中でも一つ一つイベントごとの収支決算というのが総会でも報告されておりますので、決算書として町のほうにも報告していただいていますので、個々のイベント等についての決算も調べるということは可能であります。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

調べることは可能というのではなしに、そういうようなイベントごとに収支計算を、例えば花火大会だったら1,000万円要りましたよ、そして収入も幾らありましたとか、ほかのイベントでの収支、イベントごとに白浜町の観光協会もそういった形で計算されているんですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

収入については、収入という全体の枠の中で計算しておりますが、支出につきましては、イベントごとに白浜花火大会何々というような形で支出の部分については1つずつ決算として出しているところです。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

そういたしましたら1つ提案をしておきたいと思うんですが、敦賀市さんでも花火大会が盛大に催されているようであります。そこで、席数がちょっと把握できないんですが、その中で有料の席を販売して、毎年完売をしていますという形です。今現在白浜町ではそういった形式はとってないかと思うんですが、席の数はまあまあ考えなあかんと思うんですが、そういった形も考えて、少しでも収入も、これから補助金も減ってくるかと思うわけでありまして、そんな中で収入の面でも、花火大会の有料席もつくって、それが実現できるかどうかは別として、基本的な考えを観光協会さんの中に観光課から提言をして、一度検討されてみたらどうですか。その点について一度町と話をしていただきたいと思うわけでありまして。

ここで、この観光協会とDMO白浜の間で、今後ある程度歩調もとりながら密接に協議を進めていただかなければならないわけです。その歩調のとり方は、どのようにすみ分けなあかん部分があれば、お互いが協調して観光施策を打って引っ張っていかなければならないところがあるわけです。すみ分けも必要やけども同じく協働も、歩調も合わせなあかん部分がある。そういったことについて、今後、お互いがどのような形で運営をしていこうかと、その辺の具体的な協議等は進んでいるんですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

DMO白浜設立の準備段階から、また南紀白浜観光局が設立する過程においても、いろいろ紆余曲折があり、観光局と観光協会が別々の組織としての取り組みになってしまった以上、事業のすみ分け、効率化をしていくことは、議員のご指摘のとおり、当然であると認識しています。行政の立場からも、観光局には、観光プロモーション、データ収集調査など、また観光協会には、従来のイベント実施などを中心に取り組んでいくよう協議をしています。本当に議員ご指摘のとおり、同じような団体が2つあって、同じようなことをするという事になれば、両方とも多額の補助金が町や国からも入っているわけですから、町民の方からいろんな厳しいご指摘も受けることは当然でありますので、観光局、そして観光協会が別々の観光振興を進行することによって、白浜の観光がもっと発展するかと担当課では思っておりますので、その辺についてはきちんと指導、協議のほうはしていきたいと考えています。

以上です。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

そうですね。ですから、2つの団体を合わせてざっと1億円近い補助金が毎年入っているわけでありまして。

しかし、行政の立場から前に町長からも答弁でありましたが、行政外の任意の団体についてああやこうやと口出し的なのというか、干渉的なことはなかなか言いづらいと、そういった答弁もございましたけども、やはり観光産業というのは白浜町の運命を担っている産業であるわけですね。そこで、観光協会とDMO白浜の2つの団体があるわけです。2つがうまく機能してもらったら、1足す1は2ですが、1足す1は3にも4にもなっていくわけです。やはり1つの旗振り役として、所管の観光課の役目も私は大変大事になってくると思うんです。同じような似たような団体があるわけですから。

DMO白浜には、町の職員が出向しておりますけども、観光協会はある種純然たる任意の団体ですけども、しかし、毎年多額の補助金が出るわけです。当然これだけの補助金が出るということは、白浜町にとっても本当に大事な施策をする団体だからですけども、ここに事が至って、同じような意味合いを持つ2つの団体があるわけですから、その当事者同士はちゃんと話をしなければだめですよと言うだけではなくして、やはりここはもう、所管の行政も事あるごとに、ある事柄についてはこうすべきではないのかとかいう強い発信力というか、指導力もこれからは発揮をしなければ、発展することは難しいかなと思うんですけども、そういった考え方はどうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

白浜町の観光発展のために頑張ってくださいということはもちろんでありますが、特に観光協会には、町から多額の補助金や公共施設での収益事業の許可も出していますので、町からの提案、お願いにはさらなる協力をしてほしいと考えています。

また、観光局においても、来年度で国の地方推進交付金は終わり、再来年度からは町の補助金、収益事業のみでの運営になりますので、観光のリーダーになり得るよう、まずは基礎力を高め、足腰の強い組織づくりを目指してほしいと考えます。

議員ご指摘のとおり、行政として多額の補助金を交付している以上は、いろんな形で行政が観光協会並びに観光局のほうへの指導ということもその役割を担っていかなければならないと、十分認識しておりますので、その辺は今後もきちんとした指導、きちんとした協議をしていきたいと考えています。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

所管の委員会で先進地を拝見してきましたけども、その先進地では、西日本でも一番早期にDMOに取り組んだ町ですけども、その考え方というのは、今後DMOが自前である程度の収入もというような話ですけども、基本的にはこういった団体が自前の収入を上げるというのはちょっと難しいと思いますと、はっきりとおっしゃっていました。やはり私も思うんですけども、DMO白浜みたいな組織はシンクタンク的なそういった団体だと思うわけです。ですから、そういった団体に、経費のできたら半分ぐらいは自前で稼ぐようにといても、しかし稼ぐもとがないわけですから、そこに無理に自前で何か商売を考えるようなことを発信するよりも、もっと白浜町の観光行政が発展するような何かその考えをせよと、そういうふうな形を進めるほうが、私は理にかなっていると思うんです。

そこら辺、今後DMOの基本的な考え方は、一切そういった収入的なものも考えなくてもいいというのはどうかと思いますが、やはりある程度お前ところも自分で稼ぐことも考えなという、それになってきたら本来の観光行政の観光発展のシンクタンク的な何かそうした意味合いが少し薄れてくるような気がするんです。その辺については基本的な考え方はどう思いますか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

確かに溝口議員ご指摘のとおり、ほかのDMO、全国でいろんな組織が立ち上がっていますが、ご指摘のとおり、なかなか自前で現在独り立ちをしているというような観光局、DMOというのは見当たらない現状です。白浜町にもこの4月に南紀白浜観光局というDMO組織が設立されて、現状では国と県の補助金を入れての事業運営ということになってはいますが、国の補助金が切れたからといって、その分、2分の1ということであれば、ことし4,300万の予算がありますので、2,000万ぐらいを収益事業で稼げよということは非常に難しいと思います。その収益事業で観光振興を担っていたのが、今までは観光協会でありまし



て、観光協会については白良浜での収益事業を許可していたということが根本的にありますので、その部分のようなものが、かわりに南紀白浜観光局のほうにもお示しできれば、収益事業というのは可能なんです、今現在ではなかなかそのような収益事業の柱というものも考えることは難しいです。

ただ、それができないからといって、全て町の補助金を充てるという考えもどうかと思いますので、収益事業を考えながら、また、町の財政にはご理解をいただいて、議員がご指摘のとおり、観光局がシンクタンク的になるような組織になるのが私も一番だと思っておりますので、その辺の協議は今後も積極的に進めていきたいと思っています。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

いずれにしても、観光協会とDMO白浜、これはもう白浜町の発展にはこういった2つの団体がなくてはならない存在でありますから、その上に行政があるわけですから、そこら辺のさじかげんというか、指導関係も、そういった形の協議も難しいかとは思いますが、やはりこれは白浜町の発展のためと思って指導をしてもらいたいと思います。

これで、質問を終わりたいと思います。

○議 長

以上で、溝口君の一般質問は終わりました。

休憩します。

（休憩 15 時 14 分 再開 15 時 25 分）

○議 長

再開します。

5番 丸本君の一般質問を許可します。

丸本君の質問は一问一答形式です。通告質問時間は約40分ということでございますので、よろしく願います。通告内容につきましては、コミュニティバスの利便性についてであります。

それでは、コミュニティバスの利便性についての質問を許可いたします。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

5番 丸本安高です。議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

今回は、コミュニティバスの利便性についてお伺いさせていただきます。今議会の質問は、コミュニティバスについて、3点質問をいたします。

まず1点目は、昨年平成29年第2回白浜町議会定例会で、田野井地区の利用者から、バス停留所が集落から離れている。県道日置川大塔線上に設置されているため、高齢者や障害者にとっては停留所まで歩くのが大変つらいという声があり、質問をしました。バス路線を変更し、バス停を新設、集落の中にバスを走らせ、高齢者や障害のある利用者が安心して利用できるよう提案をしましたが、現在、まだ改善されていません。昨年6月議会での総務課長の答弁では、次のように述べられています。田野井地区、こちらの案件につきましては、議員がご指摘のように、運行事業者より報告を受けているところである。ただ、地元区及び

利用者からの要望というのをお聞きしていない。今後、議員からもご指摘がございましたし、運行事業者からお話がありますので、地元区及び利用者などからご意見をいただいて、部会の中で一旦精査し、現状の把握及び内容精査を行った上で、路線変更、バス停の新設、そうしたものが必要であるか検討してまいりたいと思っておりますということでございました。

そこで質問ですが、田野井地区のこちらの案件については運行事業者より報告は受けているとあります。どのような報告を町は受けていたのでしょうか。路線の変更、バス停の新設の必要性についての報告はなかったのでしょうか。

○議 長

丸本議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま丸本議員よりコミュニティバスの路線変更やバス停の増設についてご質問をいただきました。

白浜町コミュニティバスにおいては、平成26年10月1日から運行開始以来、順調に運行しているところであります。

また、運行に際しましては、運行事業者から、毎月路線ごとの乗車人数等の報告を受けており、また定期的に対象の地元区や利用者及び運行事業者から意見などを聞き取り、現状の把握及び要望等の内容の精査に努めているところであります。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員から、ご質問の田野井地域におけます運行事業者からの報告ということですが、これにつきましては、平成29年の5月に、現在もう変わっておりますので、当時の運行事業者のほうから、利用者様の声としまして、集落内を迂回するなどの路線変更についてご意見があるということの報告をいただいているところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

昨年の6月議会では、運行事業者から報告は受けているが、地元田野井地区及び利用者から要望を聞いていないということですが、今後、地元区及び利用者などから、ご意見をいただいて路線の変更、バス停の新設が必要であるか検討すると、このように昨年の6月議会では答弁をいただいております。

しかし、バスを利用している住民のうち、2名の田野井住民に私が聞いたところ、白浜町からコミュニティバスについての意見を聞かれた記憶がないと言っておりました。田野井地区の利用者に実際聞き取り調査をしたのか疑問に思います。しているのであれば、その聞き取りをした日にち、そして場所、町の誰が、田野井の何人の利用者に聞き取り調査をしたのか、答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

利用者への聞き取りというのは、町として直接1人ずつに聞き取りをするということには行ってございません。特に大体情報としてご要望としていただくのが、運行事業者から、利用者からこういうご要望がありますというようなご報告をいただいております。今回の田野井地区の部分についても、ご報告をいただいたことがございますので、平成29年の5月に地元区長の方にもご説明させていただきまして、住民の要約と申しますか、住民のご意向というものの集約をお願いしたという経過がございます。

○議長

5番 丸本君（登壇）

○5番

利用者からお話を聞いていないというんですけども、昨年の6月の答弁で、今後、地元区及び利用者などからご意見をいただいと答弁されているんです。区だけでなく、地元区及び利用者。そして、平成29年とおっしゃったんですが、昨年29年5月に事業者、運行委託先から意見を聞いたと。集落内へ回してくれという声があるというのを、事業者からお聞きしたと。そしてその後1カ月して、私が6月に質問をしたわけです。それには、地元区及び、地元区またはではなく及び利用者などからご意見をいただくと。今の答弁でしたら話は聞いてないと。区からは聞いたけども利用者から意見は聞いてないと、こういうことですね。

○議長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

コミュニティバスと申しますのは、立ち上げの段階から、地元区長さんであったり関係する皆様方にご協議いただいて運行計画を立ててございますので、基本的にはその区の区長さん方をお願いを申し上げるとともに、その集約と申しますか地元の意見というのは吸い上げていただくというような形でご協議させていただいておりますので、まずは地元区の区長様方に集約のお願いを申し上げると申すのが現状でございます。

その中で出てきて、現地を確認して、どういう条件があるのかということで、我々担当も確認をさせていただいた上で、公共交通会議のほうへかけるということにしてございますので、今回の件に関しましては、直接利用者とお会いして意見を聞いているということにはしてございません。

○議長

5番 丸本君（登壇）

○5番

答弁では、利用者などからお聞きすると、こういう答弁をしてあるのですけれども、利用者から聞き取り調査をしてないと。これでよろしいですか。

○議長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

この件につきましては、利用者からの直接の聞き取りは行ってございません。

○議長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

路線変更、バス停の新設について、部会で現状把握及び内容精査を行うと昨年の6月議会で答弁されていますけれども、利用者の声を聞き取れていない中、現状把握はできているとはとても思えません。利用者の声を聞かず、現状の把握をどのようにされたのか、どのようにしてきたのか、答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

地元利用者から運行について要望が出ているということでありましたので、繰り返しのなりますけれども、地元区長を通じましてご説明を申し上げまして、住民の要望の集約をお願いして現状把握を行っています。その中で出てきた要望とかそういう部分については、当然担当も現地を確認したり、条件を考えた上で、公共交通会議に諮るかどうか、この中についても協議することになります。

また、年に一度のコミュニティバスの運行に係る関係地区17地区が対象になりますけれども、そうした意見、要望の取りまとめも行い、現状把握というのを努めているところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

地元区から取りまとめ、バスの意見の取りまとめとかが昨年の5月に来とるんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

田野井地区につきましては、29年5月に、当時の運行事業者の方が利用者の声として我々のほうに知り得ているという状況でございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

地元区からの取りまとめというのはいつ来たんですか。地元区及び利用者から聞き取りをすと言うてあるでしょう。でも、利用者の聞き取りはやってないという答弁だったんじゃないですか。聞き取りはやってないけれども、地元区から回答が来ていると。いつ地元区から来たんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

地元区にご要望を取りまとめさせていただいたのは、30年1月16日でございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ことしの6月に白浜町公共交通会議が開かれたことと思いますが、その会議の中で田野井地域での路線変更、バス停の新設について、協議の事項に取り上げたのでしょうか。まだ改善されていないところを見ると、取り上げなかった可能性もあると思います。取り上げたのか、取り上げなかったのか、これはどちらなのでしょう。取り上げなかったのであれば、その理由をお願いします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

本年6月に開催しました白浜町公共交通会議におきましては、田野井地域での路線変更及びバス停の新設ということにつきましては、議題として取り上げてございません。理由といたしましては、先ほどの平成30年1月16日に関係地区の17地区を対象に白浜町コミュニティバスにおける各地域の意見、要望事項について文書にして、意見、要望の集約を図ったところであります。

その結果、田野井地域では路線変更、バス停の新設といった新たな要望事項等が30年1月時点におきましてもございませんでしたので、議員ご指摘の部分については、議題に上っていない。29年についても上っていないということになります。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

昨年の29年5月に運行委託先に聞き取り調査をして、集落の中へ入るような声があったと。去年の5月に運行委託先から集落の件、路線変更が必要なんじゃないかというような旨のお話があったということなんですけども、この話を聞いてどうされたんですか。去年の5月にあって、私が6月に質問をして、ことしの1月に、区からの回答では、そういう要望がなかったと。肝心かなめの利用者の意見というのは聞き取れてないんじゃないですか。運行委託先のバスの運転手さんとかに聞くところによると、中へなぜ入れないのか。あるいは利用してくれた2名の人に聞いたところ、中へ入ってほしいと、こういう声があるんですよ。地元区は大事ですよ。何で区だけの回答で要望がなかったから、取り上げなかったのか。その辺はどうなんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

時系列を確かめさせていただいているんですけども、公共交通会議の主催は私のほうでさせていただいているんですが、この5月のときの職員と私との連携がまずかったのかもわかりませんが、公共交通会議の時点で、私のほうもこのお話を存じ上げなかったのは実際の話でございまして、区からも要望があるというのは、私のほうには入ってございませんでしたので、そういう部分は前回の公共交通会議には議題として上げていないこと、上がっていないという認識は私のほうにもなかったところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

去年29年の5月か6月に公共交通会議というのがあって、ことしもあったはずなんですよ。去年の公共交通会議には時間的に間に合わなかったが、ことしの会議を6月か何かにやられてますね。ことしの分に間に合うんじゃないですか。去年の6月に質問をして、ことしの6月の公共交通会議をやれておるでしょう。必要ないって、間に合うんじゃないですか。

次にいきます。昨年の6月の議会の会議録を見てみますと、部会の中で一旦精査し、現状の把握、内容精査を行った上で、路線の変更、バス停の新設が必要であるか検討してまいると昨年6月に答弁をしていますが、現状把握ができていない、できていると思われない中、路線の変更、バス停の新設が必要でないという結果に至ったその理由はどうなんでしょうか。

必要でないから、ことしの公共交通会議にかけなかったわけや。それで、路線は中へ入る必要はない、路線が入ってバス停を新設しなかったら入る理由はないけども、これの必要がないと結論に至ったその理由というのはどこにあるんですか。

○議長

長

番外 総務課長 榎本君

○番外(総務課長)

バス停の新設や運行路線の変更につきましては、利用者が将来的に必要となることではなくて、あくまでも現時点で必要なことについて重きを置いて検討をさせていただきます。また、対応可能な範囲で取り組むこととしておりますので、これまでも必要に応じて対応しておりますので、今後も引き続き取り組んでまいりたいと存じてございます。

○議長

長

5番 丸本君(登壇)

○5番

これは現状で必要であるから、私は去年の6月にも、再度今もこの12月議会でもやっておるんですよ。中へ入ってほしいと、この数日前に2名の人から聞いてきましたよ。現状は必要でないと、そんなこと私は聞いたことがないです。その現状で必要がないと誰がおっしゃったんですか。

○議長

長

番外 総務課長 榎本君

○番外(総務課長)

必要ないということは申し上げていないです。

議員がご指摘、ご質問いただいた29年の6月議会がございましたけども、我々公共交通会議を開いたのは6月8日ですので、議会より前に、もう年1回の公共交通会議は開かれておりまして、30年6月28日にも開いておるんです。その時点で、議員からご指摘の部分というのは、交通関係者から入ってくる情報では認識しておるんですが、30年1月16日に地元へ意向を確認した部分では、改善の要求というのはなかったものですから、公共交通会議に諮っていないというのが現状です。

○議長

長

5番 丸本君(登壇)

○5番

去年の公共交通会議にこれを提案しなかったのは、先ほども言うたように時間的に無理や

ったと。ですから、ことしの公共交通会議に何でかけられなかったのかと。

それは、今、総務課長がおっしゃったのは、ことしの1月16日に区からの回答があつて要望がなかったと、それが理由だということだけでも、しかし、私はこの数日前に田野井地区の利用者のところへ2回行ってきたんです。2回ともやっぱり同じことを言うてました。中へ入ってほしいと。中へ入ったらまだ乗る人も、高齢者はこの近辺におるから乗るのと違うんですかと、こういう声も直に聞いてます。

それで、区からどういう回答があつたかなかつたか私はあれですけども、1月16日で、ことしの6月に定例会があつたと思うんですよ。そのときにかけてられなかったのは、区からの回答の内容によってかけてないと。それは利用者の話というのはちゃんと聞かなあかん。自分が利用者の話を聞きますと言うてある。

次にいきます。足が不自由な高齢者や身体障害者にとってバス停までの距離が長いところを歩くのは、大変厳しいとのこと。これを解決するには、路線の変更、バス停の新設が必要不可欠であると思います。路線の変更、バス停の新設は必要だと思いますけども、いかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外 (総務課長)

バス停の新設、運行路線の変更といえますのは、利用者が将来的に必要な部分ではなくて、現時点で必要なことに重きを置いてございますので、その対応を取り組んでいきたいと思つてございます。バス停の新設は、将来的な部分ではなくて、現状必要という部分については、対応していかなければならないと、このように思つてございます。

○議 長

5番 丸本君 (登壇)

○5 番

念には念を入れておきますけれども、私は2人に聞いて、2人とも同じこと、これは現状なんです。入ってきたら乗る、乗らんは先の話やけども、現状2人に聞いて2人は必要やおっしゃってございましたから。この1カ月以内に2回行っていきますので、その辺よろしくお願いしておきます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外 (総務課長)

議員から昨年ご質問をいただいて、直接のお声というのは我々のほうへは来てはございませんが、やはり運行事業者さん、議員からのそういうご指摘がございましたので、再度確認させていただいて、次期の公共交通会議に諮れる内容であれば諮っていききたいと思つてございます。

○議 長

5番 丸本君 (登壇)

○5 番

1点目についての路線の変更、バス停の新設については終わります。

次、コミュニティバスの2点目について、伺います。

2点目に、コミュニティバスの停留所以外でも自由に乗りおろができるフリー乗降できるようにできないものかと、三舞線を利用している複数の高齢者からお話がありました。高齢になり、バス停まで歩くのが大変である。バス停以外で自由に乗りおろできれば、助かるということです。

町に問い合わせをしたところ、白浜町地域公共交通会議では、平成26年の実証運行導入時点において、白浜町内はフリー乗降を前提として運行内容が決議されているとのことですが、実際にバス停の設置やフリー乗降が導入できるかどうかは、県道であれば管理者である和歌山県の許可や、道路交通法を所管する警察、公安委員会の安全基準等に沿っているか協議が必要との説明を、先日受けました。

コミュニティバス路線については、一部国道や町管理の町道を走っている区間もありますが、大半は県道を走っています。白浜町地域公共交通会議で白浜町内においてフリー乗降が決議された会議に、県道管理者の和歌山県、また道路交通法を所管する警察当局、公安委員会の出席はあった上での決議なののでしょうか。また、一般国道を走っている区間もあり、国道を管理する国の出席もあったのでしょうか。出席があった上でのフリー乗降を前提とした運行計画が決議されたと理解してよろしいのでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

コミュニティバスにおけますフリー乗降についてご質問をいただいております。

議員がただいまご指摘されましたように、コミュニティバスの実証運行導入時点におきまして、白浜町公共交通会議におきましては、フリー乗降を前提として運行内容が決議されているところでございます。

フリー乗降が決議された会議におきましては、西牟婁振興局の建設部、用地並びに管理課、現在は管理保全課となっておりますが、そして白浜警察署の交通課の方、和歌山県運輸支局の方が出席していただいております。

最後の国道の管理者という形の方につきましては、委員に含まれてございませんので、出席はいただいております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

白浜町地域公共交通会議でフリー乗降を前提としての運行が決議されているとのことですが、その後、公共交通会議はフリー乗降についての申請を、国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局に提出をしているとのことですが、当初の運行委託先や現在の運行委託先もフリー乗降が運行計画に入っていないとの回答が、和歌山運輸支局から町に来ているとお聞きしておりますけれども、これは事実なんのでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

事実でございます。白浜町の地域公共交通会議では、どこでも路線上であればおりれるといたしますか、フリー乗降というものを大前提として使いやすい、利用しやすいということで



協議して、その範囲については決定していただいております。しかしながら、運行計画を申請されます運行事業者となりますが、当初の運行事業者におきまして、また現行の運行事業者におきましても、バス停での乗降ということで事業計画を出しておりますので、フリー乗降ということの申請はしてございません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

地域公共交通会議から和歌山運輸支局には、フリー乗降の運行計画というのは出してあるんですね。しかし、今の運行委託先からは出してないと、こういう理解でいいのかな。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

白浜町地域公共交通会議でフリー乗降を協議し、決定してございますので、フリー乗降の協議を前提として運輸局のほうとも協議はしてございますが、実際に運行する際には、運行事業者の方が運行計画を立てて許可といいますか届出しますので、その中ではフリー乗降という部分ではなくて、バス停において乗降するということを申請してございますので、どこでもフリーに乗れるということについての申請はしてございません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

運行委託先は、フリー乗降が国に提出した運行計画に入っていない中、今からでもフリー乗降の申請というんですか、これは和歌山運輸支局へ出せるんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

当然運行事業者と白浜町の間でその部分についての協議は必要ですが、変更申請を提出することは可能でございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

そしたら、地域公共交通会議の中で、運行計画についてフリー乗降というのが決議された。そして、運行委託先は、白浜町との間で協議して、某タクシー会社が運行してくれてますけど、ここと町が協議して、合意したら、今の運行委託先の会社がフリー乗降の申請を出せるという理解でよろしいですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

申請という部分については、関係部局との協議というのも少しは必要ですけど、おおまかに必要ではないと思います。許可の部分になってくると思うんですけども、議員ご指摘のとおり、和歌山運輸支局に運行計画の変更申請を提出した後に、和歌山運輸支局より道路管理

者でありましたり警察に照会がされまして、ここで問題がないと判断されれば、フリー乗降ができるようになるという手続になります。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

次にいきます。運行委託先の事業者がフリー乗降の許可申請を和歌山運輸支局に提出し、その上で道路管理者の和歌山県や警察当局の審査が通れば、ほかにもまだあるかもわかりませんが、白浜町内でのフリー乗降ができると。バス運行会社も走ってる区間もありますし、全面的には言いませんけども、白浜町内でフリー乗降ができると、このように理解してもよろしいんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

町と運行事業者との協議というのは大前提ではございますが、運行事業者が白浜町内での運行計画の路線において、フリー乗降をするということを申し入れて、関係部署がそれで問題ないという判断をいただいた後、許可がおりれば、フリー乗降はできるということになります。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

フリー乗降については運行計画変更の申請が必要になってくるとのことですが、コミュニティバス利用者の利便性の向上を図るため、運行委託先に計画変更、フリー乗降の申請をするように求めるべきだと思います。

田野井で利用されている方から、あるいは安居地域の人から、バス停を新しいのをつくってほしいとか、そういう声も聞いております。それで、あるいは日置駅から下に路線バスが走ってますよね。それで、その辺について私はちょっとわかりませんが、安宅のコミュニティバス利用者の方からも、ちょっと不便になったと、市鹿野の人も含めて、そういう声がこの10月ごろから私のところに多数寄せられている中で、フリー乗降について、運行委託先に申請を出すようにお話を進めていくべきではないかなと、このように思うんですけど、どうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員ご指摘のように、ことしの10月から運行事業者が入札によってかわりまして、我々町の担当部署のほうにもいろいろなご要望であったり、いろんな不便になった部分も生じたというような連絡といたしますか、お電話を多数いただいております。その中には、このフリー乗降の部分についてもどうにかならないのかというのを直接利用者から我々は承っておりますので、そうした部分を含めると、利用者の利便性を考えた上で運行計画の変更を提出しなければならないと、提出していくべきだということで、担当部署のほうも考えてございますので、現在はそういう方向で運行事業者のほうと協議をもう既に進めさせていただ

いているところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ぜひ、複数の地域からこういう声がありますので、前へ進めていただきたいと思います。これでフリー乗降についての質問は終わります。

次、3点目は、コミュニティバス川添線の運行についてお伺いします。

この質問については、午前中に同僚議員が質問した部分と重なる部分があります。ひとつよろしく願い申し上げます。

三舞線と川添線が大きく違うところは、三舞線は町内のみを巡回しているのに対して、川添線は距離的に近く、スーパーや病院などがある上富田町に入り、川添地域住民の利便性の向上を図っています。コミュニティバスは車のない住民にとって暮らしに欠かすことができない公共交通機関です。

しかし、上富田町に入れば、JR朝来駅までドアがクローズされ、途中の乗降ができません。私のところにバス利用者から改善の話が来ております。利用者に聞くと、利用の目的は、病院やスーパーでの買い物などにバスを利用していますが、上富田町に入れば、途中で停留所がないため朝来駅まで行かなくてはならず、不便であるとのお話です。生馬口のスーパーを利用する場合、朝来駅から片道690円のタクシー料金がかかり、往復すると1,380円になるとのこと。そしてプラス、バス料金が往復400円かかります。合計すると1,780円になるとのこと。交通費が高くなり、大変であるとのこと。

また、朝来駅前のタクシードライバーによりますと、白浜町から来るコミュニティバスの乗客の中には、朝来駅から100メートル余りしか離れていない農協さんが経営するスーパーへ行くのにも、初乗り600円を支払い乗車しているお客様もおられるとのことでした。

上富田町の路線については、上富田町地域公共交通会議での許可がなければバス停等の新設、設置はできないと理解をしているところでございます。上富田町との協議を進めていることと思います。早急な対策が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

この件につきましては、先ほど長野議員からもご質問をいただいた件と答弁が重なると思いますが、ご了承願います。

丸本議員がおっしゃられますように、この件につきましても、最近我々担当のほうには非常にお電話をいただいて、熱いご要望をいただいておりますので、なるべく解決していきたいという思いは持っております。答弁をさせていただきます。

先ほどの長野議員より同様のご質問をいただき、重複する回答となりますが、川添線の運行につきましては、平成27年6月26日の上富田町地域公共交通会議におきまして、上富田町内への白浜町コミュニティバスの乗り入れを可決いただいたところでございます。

本線におきましては、上富田町内の区間は競合する既存の事業者が存在するために、乗降制限をかけたクローズドアとしまして、起終点である朝来駅以外は停留所を設けないこと条件つきで、承認をいただいたところでございます。運行計画策定段階では、上富田町役場

前等でのバス停の設置につきましても検討しておりましたが、上富田町からは、新たなバス停の設置自体を認めないとの回答ではなくて、白浜町コミュニティバスを川添線上に位置する生馬地域の住民へ開放してほしい旨のご要望をいただいたところでございます。

白浜町コミュニティバスは、10人乗りの普通乗用車によって運行しているために、起終点以外の上富田町区域において開放を行いますと、途中区間で乗車しようとする方が、定員オーバーにより、生馬地域の方や、また川添地域の方々がバスに乗車することができなくなる可能性が多分にありました。そのために、現在の運用となった経緯がございます。

しかし、現状の川添線の運行状況を見ますと、恒常的に定員オーバーになる可能性は現在のところは低いと考えております。そのために、上富田町内での新たなバス停設置に向けて、事務レベルではございますが、上富田町と協議を進めているところでございます。

生馬地域におけます最新の運行実績についても提供をお願いしているところでございまして、川添線の運行状況とあわせて精査した上で、上富田町と具体的な協議を進めさせていただきたいと考えております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

次にいきます。JR朝来駅まで運行している白浜町のコミュニティバスのルートは、上富田町が走らせているコミュニティバスのルートと重なる部分があり、白浜町住民から要望があるバス停の新設は難しい協議になってくると思います。

白浜町地域公共交通会議で自由乗降についての決議がされております。上富田町内でのバス停の新設、自由乗降についても、上富田町地域公共交通会議での決議が必要になってくると思います。白浜町内の自由乗降だけでなく、上富田町内で自由乗降が実現できれば、利用者の利便性の向上が一層はかどることになります。

バス停の新設だけでなく、自由乗降も含め、協議をしていくべきだと思いますが、バス停を新設すれば、今は乗ってこない上富田町民が乗車することが考えられ、今走られている10人乗りの車両で対応できるのか、車両の問題などが出てくることと思います。

コミュニティバスの利便性の向上についてどう向き合うのか、町長のお考えをお聞きし、質問を終わります。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員ご指摘のように、高齢者などの交通弱者の方々にとって、コミュニティバスは欠かせない移動手段であり、現状の運行内容では不便と感じておられる方がいることは、承知しているところでございます。地域や利用者の声を聞きながら、さらなる利便性の向上に努める必要があると考えています。

運行内容の変更にあたっては、利用者が将来的に必要となることではなく、あくまでも現時点で必要なことに重点を置いて、また対応が可能な範囲で取り組むこととしておりますので、何とぞご理解いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

これで質問を終わります。

○議 長

以上で、丸本君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日12月14日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって散会します。

議長 西尾 智朗は、16時14分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成30年12月13日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員